

服部家文書目録

服部家文書は、旧今治藩士の服部家に伝来した幕末から平成の古文書・記録類・写真 218 件（308 点）である。

服部家は、今治藩初代藩主定房の頃より代々家老を務めた。幕末期の当主であった正弘は維新後に、藩主久松松平家や士族・町方年寄・庄屋の家譜等を収めた『今治拾遺』を編さんしている。¹

当文書群には、明治 4 年（1871）に服部家当主となった服部速水（正宣）の警察官・裁判官在職時の辞令や履歴書、その子績夫の履歴書など近現代の文書が含まれる。績夫の長女道子氏による平成 9 年（1997）の谷中霊園（東京都）内服部家墓所の修復工事に関する文書も見られる。また、幕末から大正時代の漢学者である三島中洲の書簡も含まれている。

〔凡例〕

- ・原則として、目録上の表記には常用漢字を用い、異体字・変体仮名・旧字体などは適宜改めた。
- ・資料名については、原題がある場合にはそのまま記し、原題がない場合には目録作成者が仮題を与えた。また原題で不十分な場合、（ ）で補った。
- ・年月日は、作成年代が明記されている場合はこれを記し、内容等から近世・近代等と推定できる場合は「(近世)」 「(近代)」などと記した。
- ・作品解説には、送り主と受け手が分かる場合は「送り主→受け手」と記した。また、封筒上書など重要と思われる記載がある場合は、(封筒上書)「 」として、その原文を記した。
- ・目録全体において、傍線で記している項目は、史料上に記載がなく不明な箇所、あるいは煩雑になるため記載を省略した箇所である。史料の欠損等により判読が不能な箇所については□と表記した。
- ・服部家文書の内容や当時の歴史的状況を正確に伝えるという学術上の見地から、基本的には史料上の記述を目録上にもそのまま記した。
- ・服部家文書の整理、本目録の編集・執筆は政次加奈子（今治城学芸員）が行った。

¹ 渡辺達矩「解題」（今治郷土史編さん委員会編『今治郷土史 今治拾遺 資料編近世 1』今治市 1987 年所収）

番号	資料名	作者・著者名	年月日	西暦	数量	形態	作品解説
1	補十五等出仕 任命辞令	愛媛県七等出仕吉田祿在	明治8年11月20日	1875	1	一紙	愛媛県七等出仕吉田祿在→服部正宣
2	愛媛県七等警部 任命辞令	愛媛県書記官正七位赤川頼助	明治9年3月8日	1876	1	一紙	愛媛県権参事正七位赤川頼助→愛媛県十五等出仕服部正宣
3	愛媛県六等警部 任命辞令	愛媛県権参事正七位赤川頼助	明治10年1月4日	1877	1	一紙	愛媛県権参事正七位赤川頼助→愛媛県七等警部服部正宣
4	愛媛県九等警部 任命辞令	愛媛県書記官正七位赤川頼助	明治10年2月2日	1877	1	一紙	愛媛県書記官正七位赤川頼助→服部正宣
5	帰庁命令書	愛媛県	明治11年8月16日	1878	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
6	出張命令書	愛媛県	明治11年11月26日	1878	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣。警察御用のため、京都府・兵庫県へ出張するように
7	県会御用掛 任命辞令	愛媛県	明治12年2月18日	1879	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
8	県会御用掛 解任辞令	愛媛県	明治12年2月25日	1879	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
9	警察課行政部専務 任命辞令	愛媛県	明治12年10月20日	1879	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
10	出張命令書	愛媛県Ⓜ	明治12年11月29日	1879	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣。ドイツ皇孫が愛媛県小豆郡ウツミ港へ到着する。この取締りのため出張するように。
11	愛媛県八等警部 任命辞令	愛媛県大書記官従六位赤川頼助	明治13年1月5日	1880	1	一紙	愛媛県大書記官従六位赤川頼助→愛媛県九等警部服部正宣
12	熊谷裁判所在勤 命令書	司法省	明治13年5月29日	1880	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
13	給与辞令	司法省	明治13年5月29日	1880	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
14	判事補 任命辞令	司法権大書記官正六位三好退蔵	明治13年5月29日	1880	1	一紙	司法権大書記官正六位三好退蔵→愛媛県八等警部補服部正宣
15	出向命令書	愛媛県Ⓜ	明治13年6月12日	1880	1	一紙	愛媛県→愛媛県八等警部服部正宣。熊谷裁判所において御用があるため出向すること。
16	給与辞令	司法省	明治14年10月1日	1881	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
17	給与辞令	司法省	明治14年12月10日	1881	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
18	大宮治安裁判所長 任命辞令	司法省	明治14年12月10日	1881	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
19	給与辞令	司法省	明治16年1月22日	1883	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
20	浦和始審裁判所熊谷支庁詰 命令書	司法省	明治16年3月17日	1883	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
21	浦和始審裁判所詰 命令書	司法省	明治16年12月11日	1883	1	一紙	司法省→判事補服部正宣
22	第二期浦和重罪裁判陪席 命令書	東京控訴裁判所	明治17年5月31日	1884	1	一紙	東京控訴裁判所→判事補服部正宣
23	第四期浦和重罪裁判陪席 命令書	東京控訴裁判所	明治17年12月10日	1884	1	一紙	東京控訴裁判所→判事補服部正宣
24	第一期浦和重罪裁判陪席 命令書	東京控訴裁判所	明治17年12月30日	1884	1	一紙	東京控訴裁判所→判事補服部正宣
25	庶務課専務警察掛 任命辞令	愛媛県	明治8年11月20日	1875	1	一紙	愛媛県→十五等出仕服部正宣
26	出庁 命令書	岩村権令	明治9年3月7日	1876	1	一紙	岩村権令→服部十五等出仕。御用のため礼服を着用して出庁すること。
27	第一警察出張所詰 命令書	愛媛県	明治9年3月8日	1876	1	一紙	愛媛県→愛媛県七等警部服部正宣
28	出張所詰期限の延期につき 命令書	愛媛県	明治9年5月5日	1876	1	一紙	愛媛県→愛媛県七等警部服部正宣。本年（明治9年）8月まで出張所詰を申し付ける旨。
29	帰庁 命令書	愛媛県	明治9年7月29日	1876	1	一紙	愛媛県→愛媛県七等警部服部正宣。五等警部石原信文と交代し帰庁するように申し付ける旨。
30	出庁 命令書	赤川権参事	(明治) 12月28日	—	1	一紙	赤川権参事→服部七等警部
31	警察署詰 命令書	愛媛県	明治10年1月6日	1877	1	一紙	愛媛県→愛媛県六等警部服部正宣
32	出庁 命令書	愛媛県	(明治) 2月1日	—	1	一紙	愛媛県→服部正宣。御用のため明二日午前十時に礼服着用で出庁するように。
33	宇和島警察署在勤 命令書	愛媛県	明治10年7月27日	1877	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
34	勤勉につき表彰	愛媛県Ⓜ	明治11年1月18日	1878	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣
35	出張（出庁） 命令書	愛媛県	明治12年12月27日	1879	1	一紙	愛媛県→九等警部服部正宣
36	勤勉につき表彰	愛媛県	明治12年1月4日	1879	1	一紙	愛媛県→九等警部服部正宣
37	西陣騒擾中取締り尽力につき慰労金交付	愛媛県Ⓜ	明治11年5月1日	1878	1	一紙	愛媛県→愛媛県九等警部服部正宣。明治10年の西陣騒擾（西南戦争）中の取締り尽力に対し、慰労金三円を交付する旨。
38	職務勤勉につき慰労金交付	司法省	明治16年1月28日	1833	1	一紙	司法省→判事服部速水
39	第一期浦和重罪裁判陪席 解任辞令	東京控訴裁判所	明治18年2月27日	1885	1	一紙	東京控訴裁判所→判事服部速水
40	給与辞令（月俸四拾円）	司法省	明治18年4月14日	1885	1	一紙	司法省→判事服部速水
41	第二期浦和重罪裁判陪席 任命辞令	東京控訴裁判所	明治19年4月28日	1886	1	一紙	東京控訴裁判所→判事補服部速水
42	始審裁判所判事 任命辞令	内閣総理大臣 伊藤博文	明治19年6月23日	1886	1	一紙	内閣総理大臣 伊藤博文→判事補服部速水
43	奏任官五等 任命辞令	内閣総理大臣 伊藤博文	明治19年6月23日	1886	1	一紙	内閣総理大臣 伊藤博文→服部速水
44	給与辞令	司法省	明治19年6月25日	1886	1	一紙	司法省→始審裁判所判事服部速水
45	浦和始審裁判所詰 命令書	司法大臣伯爵山田頭義	明治19年7月13日	1886	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事服部速水
46	出仕 解任辞令	司法省	明治19年7月31日	1886	1	一紙	司法省→始審裁判所服部速水
47	弘前始審裁判所詰 命令書	司法大臣伯爵山田頭義	明治19年9月27日	1886	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所服部速水
48	予審掛 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治19年10月15日	1886	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所服部速水
49	青森県警察署長会議出席 命令書	司法省	明治19年11月24日	1886	1	一紙	司法省→始審裁判所判事服部速水
50	従七位 任命辞令	内閣総理大臣 伊藤博文	明治19年11月27日	1886	1	一紙	内閣総理大臣 伊藤博文→服部速水
51	第四期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治19年12月10日	1886	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
52	第一期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治20年2月19日	1887	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
53	第二期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治20年3月22日	1887	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
54	第四期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治20年9月30日	1887	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
55	予審掛 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治21年1月7日	1888	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事服部速水
56	第二期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治21年3月21日	1888	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
57	給与辞令	司法省	明治21年8月7日	1888	1	一紙	司法省→始審裁判所判事服部速水
58	第三期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治21年9月19日	1888	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
59	第四期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治21年12月6日	1888	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水
60	予審掛 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治22年1月1日	1889	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事服部速水
61	第一期弘前重罪裁判陪席 任命辞令	函館控訴院	明治22年3月11日	1889	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水

62	第一期弘前重罪裁判所第六被告事件 裁判長 任命辞令	函館控訴院	明治22年3月25日	1889	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水	
63	第二期弘前重罪裁判所陪席 任命辞令	函館控訴院	明治22年8月22日	1889	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水	
64	第四期弘前重罪裁判所陪席 任命辞令	函館控訴院	明治22年12月16日	1889	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水	
65	予審掛 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治23年1月1日	1890	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事服部速水	
66	第一期弘前重罪裁判所陪席 任命辞令	函館控訴院	明治23年3月24日	1890	1	一紙	函館控訴院→始審裁判所判事服部速水	
67	奏任官四等 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治23年8月19日	1890	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事從七位服部速水	
68	給与辞令	司法省	明治23年8月19日	1890	1	一紙	司法省→始審裁判所判事服部速水	
69	執達吏登用試験委員長 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治23年9月13日	1890	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→始審裁判所判事服部速水	
70	弘前区裁判所監督判事兼青森地方裁判 所判事 任命辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治23年10月22日	1890	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→判事服部速水	
71	給与辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治23年10月22日	1890	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→判事從七位服部速水	
72	出仕 解任辞令	司法大臣伯爵山田頭義	明治24年4月9日	1891	1	一紙	司法大臣伯爵山田頭義→判事服部速水	
73	東京地方裁判所判事 任命辞令	司法大臣子爵田中不二麻呂	明治24年6月17日	1891	1	一紙	司法大臣子爵田中不二麻呂→判事服部速水	
74	給与辞令	司法省	明治24年8月16日	1891	1	一紙	司法省→判事服部速水	
75	東京地方裁判所部長 任命辞令	司法大臣子爵田中不二麻呂	明治24年12月25日	1891	1	一紙	司法大臣子爵田中不二麻呂→判事服部速水	
76	給与辞令	司法省	明治24年12月25日	1891	1	一紙	司法省→判事服部速水	
77	叙正七位 任命辞令	宮内大臣從二位勲一等子爵土方 久本	明治25年2月27日	1892	1	一紙	宮内大臣從二位勲一等子爵土方久本→從七位服部速水	
78	本官 解任辞令	内閣	明治26年6月19日	1893	1	一紙	内閣→判事服部速水	
79	支那事変における功につき勲六等瑞宝 章及金交付	賞勲局總裁從三位勲一等 下條 康徳	昭和15年4月29日	1940	1	一紙	賞勲局總裁從三位勲一等 下條康徳→服部績夫。(裏 面印)「上奏原簿 第二三六回 第一六八頁」	
80-1	鶴坡詩存	—	(近代)	—	—	1	一紙	—
80-2	押印など	—	(近代)	—	—	1	一紙	—
80-3	書付(刑事課 判事服部正宣)	—	(近代)	—	—	1	一紙	—
80-4	書付(民事兼勸解 判事服部正宣)	—	(近代)	—	—	1	一紙	—
80-5	漢詩	—	(明治)	—	—	1	一紙	函館へ赴く相手に贈った漢詩。服部速水宛てカ
80-6	戒名 書付	—	—	—	—	7	一紙	—
80-7	書付(正宣)	—	—	—	—	1	一紙	—
80-8	戒名 書付	—	—	—	—	8	一紙	—
81	服部一族戒名列記	—	—	—	—	1	一紙	—
82	服部一族戒名列記	—	—	—	—	1	仮綴	—
83	履歴書 服部速水	服部速水	(明治)	—	—	1	冊子	奉職履歴(明治3~26年)
84	履歴書(服部速水)	服部速水	(明治)	—	—	1	仮綴	「産地転籍、親族、生育ノ次第、教育学芸ノ履歴、仕 官上ノ履歴」の項目あり。
85	履歴書(服部速水)	服部速水	(明治)	—	—	1	仮綴	明治13~34年の内容
86-1	履歴書(服部績夫)	服部績夫	(昭和)	—	—	2	一紙	履歴書は「学歴」「職歴」「賞罰」の項目あり。明治 39年~昭和19年の内容。
86-2	症状経過書	服部冬	昭和34年4月20日	1959	1	一紙	服部績夫の妻冬が作成。昭和20年8月6日に広島で被爆 した績夫の症状の経過を記したものの。役所などへの提 出書類の下書きカ。	
87	履歴書(服部績夫、複写)	服部績夫	(昭和)	—	—	3	仮綴	86-1の複写3部。
88	先祖今治時代(書類・書簡等)	—	(昭和)	—	—	26	一紙等	今治城旧パンフレット、戒名書付複写、服部冬子宛服 部淑子書簡(横夫様御逝去の知らせにつき)、服部績 夫宛海禅寺住職葉師寺祖寛書簡(封筒のみ、昭和19 年)ほか
89	今治藩(書類・書簡等)	—	(平成)	—	—	16	一紙、冊 子等	新聞切り抜き、「今治市 海禅寺筆頭家老 服部家墓 所修復工事 現地説明会」レジュメ(平成9年9月20 日)、戒名書付複写、記録冊子「旧今治藩主久松氏累 世子女之墓」ほか
90	婚姻関係系図複写	—	—	—	—	4	一紙	服部道子氏周辺系図(服部家・坂倉家・袖岡家・中島 家・養家)
91	女性 肖像写真	—	—	—	—	1	写真	—
92	兄弟五人之真像(肖像写真・ガラス原 版ネガ)	—	(明治)	—	—	2	写真	木箱の中にガラス原版と写真1枚が収められている。 (写真裏面)「兄弟五人之真像久松多守十九才、久松 三郎十五才、久松順女九才、服部速水十二才、佐口為 善六歳」、(木箱フタ)「十九才が鬼雄、十五才三 郎、十二才喬次郎、九才順女、六才力太郎」
93	隅田蘭 肖像写真	—	明治6年4月1日	1873	—	3	写真	木箱の中にガラス原版が収められている。(木箱フタ 裏)「紀元二千五百三十三年明治六年四月一日、口街 鍵屋治助宅ニ而隅田姓写時年六十歳名蘭」
94	服部家系統略(複写)	—	—	—	—	12	仮綴	—
95	(桓武平氏 服部家系譜)(複写)	—	—	—	—	1	一紙	—
96	尺牘草稿	—	—	—	—	1	袋綴	「年始状」「暑氣見舞之文」「寒中見廻之文」「中元 之祝詞」ほか
97	服部道子宛神直道書簡	—	昭和57年4月22日	1982	—	1	仮綴	神直道→服部道子。「服部家伝来旧記秘書」一部複写 の送付につき。
98-1	名和賢兄宛鮫島書簡	—	(明治)12月8日	—	—	1	一紙	(封筒上書)「明治四十三年九月 三島中州翁書簡 武通小切三枚」。鮫島→名和賢兄。異存なき旨につ き。
98-2	覚(若林宛中州書簡)	中洲	(明治)9月30日	—	—	1	一紙	中洲→若林。若林の来坊とお菓子のお礼など。

98-3-1	若林宛三島書簡	三島	(明治) 4月1日	-	1	一紙	(封筒上書)「東京芝区桜川町二番地 相州葉山村長者園ニテ 東京市麴町区荻番町四拾五番地 三島毅 若林吉十郎殿 御家族御中急用」、(封筒裏書)「九月廿三日朝御」。三島→若林。虎の皮の買い取り、屏風の引き取りについて。
98-3-2	若林吉十郎殿御親族宛三島毅書簡	三島毅	(明治) 9月23日	-	1	一紙	三島毅→若林吉十郎殿御親族。吉十郎危篤の知らせをうけ、見舞いの手紙。
98-4-1	若林吉十郎殿御親族宛三島毅書簡	三島毅	(明治) 10月4日	-	1	一紙	(封筒上書)「東京 芝区桜川町二番地 相州葉山長寿園ニテ 東京市麴町区荻番町四拾五番地 三島毅 若林吉十郎殿 御家族御中」。 (封筒裏書)「十月四日」。三島毅→若林吉十郎殿御家族。吉十郎死去の電報をうけてお悔やみ。
98-4-2	短歌	二六居士	(明治)	-	1	一紙	-
98-4-3	若林宛三島書簡	三島	(明治) 2月17日	-	1	一紙	三島→若林。取替金皆済につき。
98-4-4	寿	備中上成 小山紋平	(明治)	-	1	一紙	-
98-5-1	冬宛續夫書簡	續夫	(明治)	-	2	一紙	(封筒上書)「東京都蒲田区連泊町〇〇番地 袖岡由太郎様方 服部冬子殿」、(封筒裏書)「広島市皆実町三丁目一〇一回ノミ 服部續夫 四月十一日」。續夫→冬。裁判所からの書留を承知した旨、哲夫殿の死去についてなど。
98-5-2	道子宛おとうちゃん書簡	おとうちゃん	(明治)	-	2	一紙	おとうちゃん→道子。道子の手紙への返事。
99-1	服部家(戒名書付)	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-2	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-3	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-4	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-5	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-6	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-7	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-8	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
99-9	戒名書付	-	明治41年7月1日	1966	1	一紙	-
99-10	戒名書付	-	昭和3年1月29日	1928	1	一紙	-
99-11	戒名書付	-	昭和9年4月21日	1934	1	一紙	-
99-12	戒名書付	-	(近現代)	-	1	一紙	-
99-13	戒名書付	-	(近現代)	-	1	一紙	-
99-14	不如丘山人 詩歌	-	(近現代)	-	1	一紙	-
100-1	戒名書付	-	(近代)	-	1	木板	-
100-2	戒名書付	-	(近代)	-	1	木板	-
100-3	戒名書付	-	(近代)	-	1	木板	-
100-4	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
100-5	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
100-6	戒名・年数書付	-	明治8丁(ママ)亥4月9日	1933	1	一紙	-
100-7	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
100-8	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
100-9	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
100-10	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	「詠 慶応二丙寅七月廿五日」ほか
101	「今治拾遺」と服部正弘氏について	-	(現代)	-	1	仮綴	-
102	神像記	-	(現代)	-	1	仮綴	-
103	金銭書付	-	9月11日	-	1	仮綴	-
104	高野山雑呼	-	(近代)	-	1	仮綴	-
105	戒名書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
106	題蜀棧道図ほか	-	(近代)	-	1	仮綴	-
107	題叔喬木翁詩存後ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
108	読龍ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
109	咏松上窟	-	(近代)	-	1	一紙	-
110	漢文書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
111	遠山雪	-	-	-	1	一紙	-
112	寒夜ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
113	朝晴堂	-	(近代)	-	1	一紙	-
114	漢詩書付	-	(近代)	-	1	一紙	-
115	寄貿易商某	-	(近代)	-	1	一紙	-
116	海辺松ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
117	初秋即事	-	(近代)	-	1	一紙	-
118	観蓮池ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
119	遊僧楽園	-	(近代)	-	1	一紙	「大坂横堀 服部東華稿」
120	七老団堅図ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
121	寄早朝人	-	(近代)	-	3	一紙	-
122	田家早梅ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
123	恭賦曉山雲ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
124	漢詩	-	(近代)	-	1	一紙	-
125	高野山雑詠	-	(近代)	-	1	一紙	「東京市外大井町元芝八二四 服部東華稿」
126	田家早梅ほか	-	(近代)	-	1	仮綴	-
127	九華篇	-	(近代)	-	1	仮綴	-
128	下保津川	-	(近代)	-	1	仮綴	-
129	題蜀棧道図ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
130	観蓮池ほか	-	(近代)	-	1	一紙	-
131	美人蛭狩図	-	(近代)	-	1	一紙	-

132	空谷稿 漢詩	—	(近代)	—	1	一紙	—
133	空谷 漢詩	—	(近代)	—	1	一紙	—
134	丁巳新年ほか	—	(近代)	—	1	仮綴	—
135	明治天皇御題	—	(近代)	—	1	一紙	—
136	金銭書付	—	明治45年～大正9年	1912～1920	1	仮綴	—
137	証明書(威夫の戸籍につき)	—	昭和3年	1928	1	一紙	—
138	漢文書付	—	(近代)	—	1	一紙	—
139	今治市誌より	—	(近現代)	—	1	仮綴	—
140	寺院平面図	—	(近現代)	—	1	仮綴	—
141	分家届(服部駒夫分家につき)	—	(近代)	—	1	一紙	—
142	久松略系	—	(近代)	—	1	一紙	—
143	書付(松平定綱伊勢桑名移封ほか)	—	(近代)	—	1	一紙	—
144	書付(松平定綱伊勢桑名移封ほか)	—	(近代)	—	1	一紙	—
145	徳川の系図	—	—	—	1	一紙	—
146	服部家系図	—	—	—	1	一紙	—
147	今治市誌より	—	(近現代)	—	1	一紙	—
148	服部家の歴史(ホームページの複写)	—	(現代)	—	1	仮綴	—
149	書き換え不可の公文書の服部家古代系図が承認されました	服部光延	(現代)	—	1	仮綴	—
150	戦時下写真複写	—	昭和19年ほか	1944	1	一紙	「昭和十九年十一月一日写之 予備候補生入隊記念」ほか
151	大阪朝日新聞(大正9年11月3日、複写)	朝日新聞社	—	—	1	一紙	—
152	大阪朝日新聞(大正9年11月3日、複写)	朝日新聞社	—	—	1	一紙	—
153	大阪朝日新聞(大正9年11月3日、複写)	朝日新聞社	—	—	1	一紙	—
154	大阪朝日新聞(大正9年11月3日、複写)	朝日新聞社	—	—	1	一紙	—
155	読売新聞(大正30年12月19日、複写)	読売新聞社	—	—	2	一紙	—
156	大阪朝日新聞(大正9年11月3日、複写)	朝日新聞社	—	—	1	一紙	—
157	今治郷土史の一部複写	—	—	—	1	一紙	—
158	今治旧城廓内図面(天保年間、今治市談会保存)(複写)	—	—	—	1	一紙	—
159	服部家歴代墓(写真複写)	—	—	—	1	一紙	—
160	今治旧城廓内図面(安永8年、複写)	—	—	—	3	一紙	—
161	飛梅	—	平成9年3月25日	1997	1	冊子	—
162	久松松平家系図ほか 書籍複写	—	—	—	4	一紙	—
163-1	御請求書(墓所工事)	—	平成4年	1992	3	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-2	御請求書(墓所工事)	有限会社 岩城石材店	平成3年11月8日	1991	1	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-3	東京都霊園使用許可証(封筒のみ)	東京都建設局公園緑地部霊園課	(平成)	—	1	封筒	—
163-4	領収書(墓所工事残金)	有限会社 岩城石材店	平成4年1月30日	1992	1	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-5	領収書(墓所工事内金)	有限会社 岩城石材店	平成3年11月22日	1991	1	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-6	有限会社岩城石材店 封筒	有限会社 岩城石材店	(平成)	—	1	封筒	—
163-7	御見積書(墓所工事)	有限会社 岩城石材店	平成3年11月8日	1991	1	仮綴	有限会社岩城石材店→服部
163-8	御見積書 A型(服部家谷中霊園内の墓所工事)	有限会社 岩城石材店	平成3年9月28日	1991	1	仮綴	有限会社岩城石材店→服部
163-9	御見積書 B型(服部家谷中霊園内の墓所工事)	有限会社 岩城石材店	平成3年9月28日	1991	1	仮綴	有限会社岩城石材店→服部
163-10	工事諸書(谷中霊園内)	有限会社 岩城石材店	平成3年11月8日	1991	2	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-11	服部宛有限会社岩城石材店書簡(墓所工事関係)	有限会社 岩城石材店	平成3年9月28日～11月27日	1991	5	一紙	有限会社岩城石材店→服部
163-12	服部家谷中霊園内御墓所周囲石柵御新設工事 B型	岩城石材店	(平成)	—	1	一紙	—
164	私の先祖は忍者の服部半蔵 広島での被爆体験を語る	しらすぎ会理事(元副会長)服部道子	平成23年7月15日	2011	1	書籍	—
165	今治藩筆頭家老服部家墓所修復 服部家を偲ぶ	今治藩筆頭家老服部家墓所を守る会	平成9年	1997	1	冊子	—
166	今治藩筆頭家老服部家墓所修復落慶記念 服部家を偲ぶ	今治藩筆頭家老服部家墓所を守る会	平成9年	1997	1	冊子	—
167	拓本に収めて 初代今治藩主定房公廟前燈籠献上者録	郷桜井宮内季勝・高市河上茂	(平成)	—	1	冊子	—
168	山陽風雅誌より抜粋 服部空谷先生遺蹟	宮内季勝	(平成)	—	1	冊子	—

石丸家文書目録

石丸家文書は、江戸時代に桜井村・朝倉下村の庄屋を勤めた石丸家に伝来した古文書・記録類 347 件である。

当文書群には、明和期から幕末の村政・年貢・治水・普請などにかかわる近世文書が含まれる。明和 2 年（1785）、桜井村と朝倉下村は幕府領となっており¹、当該地域を管轄した笠岡や倉敷（ともに現岡山県内）の代官所からの発給文書も見られる。また、衛生委員任命状など明治期の文書が 4 点含まれている。

なお、文書の一部は『愛媛県史 資料編 近世上』（愛媛県史編さん委員会編 1984 年）に収録されている²。

〔凡例〕

- ・原則として、目録上の表記には常用漢字を用い、異体字・変体仮名・旧字体などは適宜改めた。
- ・資料名については、原題がある場合にはそのまま記し、原題がない場合には目録作成者が仮題を与えた。また原題で不十分な場合、（ ）で補った。
- ・年月日は、作成年代が明記されている場合はこれを記し、内容等から近世・近代等と推定できる場合は「(近世)」 「(近代)」などと記した。
- ・作品解説には、送り主と受け手が分かる場合は「送り主→受け手」と記した。また、端裏書など重要と思われる記載がある場合は、(端裏書)「 」として、その原文を記した。
- ・目録全体において、傍線で記している項目は、史料上に記載がなく不明な箇所、あるいは煩雑になるため記載を省略した箇所である。史料の欠損等により判読が不能な箇所については、[] (複数文字と思われる場合) や□ (一文字を思われる場合) と表記した。
- ・石丸家文書の内容や当時の歴史的状況を正確に伝えるという学術上の見地から、基本的には史料上の記述を目録上にもそのまま記した。
- ・石丸家文書の整理、本目録の編集・執筆は政次加奈子（今治城学芸員）が行った。

¹ 桜井史談会『桜井の史跡と伝説』（桜井史談会 2008 年）

² 目録番号 138…『愛媛県史』742～744 頁所収、目録番号 196…735～736 頁、目録番号 203…766～767 頁ほか。

番号	資料名	作者・著者名	年月日	西暦	数量	形態	作品解説
1	覚（触書等受取につき）	今治村庄屋南丈太郎◎	（近世）卯4月4日辰中刻	—	1	一紙	1～19紙経一括。（包紙上書）「浦御触請取書 今治村」。今治村庄屋南丈太郎◎→桜井村御庄屋石丸郡蔵・村上貞治。御触書巻通、同写請印帳巻冊、御添触請印帳巻冊、メ三品をうけとった旨。
2	覚（触書等受取につき）	今治村庄屋南権治	（近世）子1月30日未刻	—	1	一紙	今治村庄屋南権治◎→桜井村御庄屋安川村右衛門、同石丸郡蔵、おき七郎八浦御触書御本紙巻封、右同断御写巻通、御口触巻通、御請書帳巻通を受け取った旨。
3	乍恐以書附奉願上候	—	—	—	1	一紙	—
4	家督相続出入済口之覚	治左衛門 他21名	（近世）	—	1	一紙	治左衛門他21名→御役所。治左衛門の跡役に関する、治左衛門と兄伝太郎の論争。治左衛門の跡役が死去したことにより生じた。
5	一札（水不自由につき池捲えの旨）	桜井村年寄定七他4名	天保7申歳3月	1836	1	一紙	桜井村年寄定七・勤七、庄屋村上定次・石丸郡蔵・芥川源六→国分村庄屋惣二郎、組頭源七・庄五郎。（包紙上書）「一札 孫兵衛作村」。桜井村字雲久で池を作る際に、国分村の山林へかかってしまうため一定の米を国分村へ納めることとする旨。
6	御尋二付以書付奉申上候	庄屋郡蔵 他4名	文化12年亥7月	1815	1	一紙	朝倉下村庄屋郡蔵、年寄伝五右衛門・利野右衛門、百姓代孫兵衛・藤七→不詳。「孝実者」である久蔵と忠右衛門について。
7	雲久池為取替証文国分村へ相渡候控（包紙のみ）	—	（近世）	—	1	一紙	番号5に付属する包紙カ
8	乍恐以書附奉願上候	豫州越智郡朝倉下村五人組頭惣中久蔵 他22名	（近世）	—	1	一紙	豫州越智郡朝倉下村五人組頭惣中久蔵 他22名→大原四郎右衛門様 御役所。朝倉下村の庄屋跡役を悼み桜井村庄屋郡蔵に仰せ付けてほしい旨。
9	借用仕一札之事	大宿 古川惣右衛門◎	文政10年寅12月	1828	1	一紙	大宿 古川惣右衛門◎→御用達 石丸郡蔵。御役所が貸し付けた銭札巻貫五百目について。
10	村借用証文之事	登畑村庄屋 檜垣五郎兵衛	天保8年酉3月	1837	1	一紙	（奥書）「孫兵衛作 庄屋林蔵◎、年寄馬之助◎、百姓代喜兵衛◎。（包紙上書）「村借用証文入 孫兵衛作」
11	為取替申証文之事	桜井村庄屋石丸郡蔵◎・芥川源六◎・村上貞次◎	天保13年寅年	1842	1	一紙	（包紙上書）「上 御預所越智郡 桜井村」。桜井村庄屋 石丸郡蔵◎・芥川源六◎・村上貞次◎→国分村御庄屋惣兵衛。雲久に池をつくる際に大谷山にかかってしまうため、村の土地になる部分の年貢を桜井村が国分村へ納めることとする。
12	差上申御請書之事	豫州越智郡桜井村庄屋 信右衛門 他6名	天明5年巳5月	1785	1	一紙	（包紙上書）「長崎御役人様出ス浜方請出」。万年七左衛門代官所 豫州越智郡桜井村庄屋信右衛門、信右衛門病氣付代 勘四郎、同村庄屋 彦八、彦八病氣ニ而代 勘四郎、同村庄屋 勘四郎、同村漁師 亦兵衛、同 伝兵衛→小沢伝左衛門、野口毅太郎。煎海・嵐鮑・鱧鱈は大坂俵物へ売るようにする旨。
13	乍恐以書附奉願上候	—	文政9戌10月日	1826	1	一紙	井手米を納めることについて。祭礼時の宮ヶ崎興守と町屋興守の口論、宮ヶ崎村の徒党についてなど。
14	宗門請手形之事	町屋村 庄屋所◎	天保5年午2月	1834	1	一紙	町屋村 庄屋所◎→御料所桜井村 御庄屋所村上彦八女子が宮川貴右衛門伴八百助の妻になるための人別送り状。
15	乍恐奉願上候口上	庄屋貞次・源六・郡蔵、年寄勤兵衛・次右衛門・貞七	（近世）寅3月15日	—	1	一紙	（包紙上書）「伊予国越智郡 桜井村」。桜井村織多其右衛門が出奔したこと。庄屋貞次・源六・郡蔵、年寄勤兵衛・次右衛門・貞七→不詳
16	為取替申証文之事	桜井村庄屋石丸郡蔵・芥川源六・村上貞次	天保13年8月	1842	1	一紙	桜井村庄屋石丸郡蔵・同芥川源六・同村上貞次→国分村御庄屋惣兵衛。雲久へ池をつくる際に大谷山へかかってしまうこと。
17	覚（触書等受取につき）	河原津村庄屋 松木荒之助◎	（近世）寅8月10日	—	1	一紙	（端裏書）「御浦触送書 巻通」。河原津村庄屋 松木荒之助◎→桜井村御庄屋 村上貞次・芥川源六・石丸郡蔵
18	内済証文之事	今治領朝倉村庄屋 八兵衛 他4名	安永6酉年9月	1777	1	一紙	今治領朝倉村庄屋 八兵衛◎、同町屋村庄屋 多七◎御料桜井村庄屋 岩太郎◎、同 桜井村庄屋 彦八◎、同 宮崎村庄屋 岩太郎◎→笠岡 御役所
19	御用地御渡書	豫州松山 御預役所◎	天保6未年8月	1853	1	一紙	豫州松山 御預役所◎→桜井村 村役人。（包紙上書）「御用地御渡書一通 桜井村」。端裏書「桜井村 村役人江」。越智郡桜井村の村上彦八所持の田畑（高百四拾石三斗）について、御用地としているため譲渡や買入れをしないように。
20	子御年貢可納割付之事	野口辰之助◎	寛政4年10月	1792	1	一紙	（端裏書）「寛政四年 朝倉下村」
21	桜井村漁師三之助口書	三之助	（近世）寅9月	—	1	一紙	（端裏書）「桜井村 漁師三之助口書」
22	宗門請手形	国分村庄屋所◎	（近世）7月日	—	1	一紙	国分村 庄屋所◎→孫兵衛作村 御庄屋所。孫兵衛作村の忠左衛門娘が国分村福治の妻となるため、国分村の人別帳に書き入れる旨。
23	乍恐以書附御願奉申上候	桜井村庄屋 彦八	（近世）酉9月	—	1	一紙	（端裏書）「下村 ひかへ」。桜井村庄屋 彦八→くらしき御役所。朝倉上村と朝倉下村の肥葉刈取場所について、桜井村庄屋彦八が間に入り内済する旨。
24	拝借仕銭札之事	郡中用達 石丸郡蔵印	文政13寅年12月	1831	1	一紙	（端裏書）「古川惣衛門貸付 拝借証文之扣」。大宿の古川惣右衛門に貸し付けた銭札巻貫五百目について、同人へ渡す給米のうちから支払うこと。
25	覚（金銭書付）	—	（近世）	—	1	一紙	「五拾目 倉敷飛脚」など
26	断簡	—	（近世）	—	1	一紙	—
27	覚（触書等受取につき）	今治村庄屋 丈太郎◎	（近世）寅8月10日上刻	—	1	一紙	（包紙上書）「御浦触請取書 巻通 今治村」。今治村庄屋 丈太郎◎→桜井村 御役人衆中
28	覚（触書等受取につき）	今治村庄屋 南丈太郎◎	（近世）戌9月11日辰中刻	—	1	一紙	今治村庄屋 南丈太郎◎→桜井村御庄屋 石丸郡蔵
29	御尋二付以書付奉申上候（断簡）	—	（近世）	—	1	一紙	—
30	覚（触書等引き渡しにつき）	河原津村預庄屋 甚八◎	（近世）子1月30日辰刻	—	1	一紙	（包紙上書）「浦御触書送 河原津村」。河原津村預庄屋 甚八◎→石丸郡蔵・芥川村右衛門・村上彦八
31	断簡	—	（近世）	—	1	一紙	—
32	桜井村漁師三之助書付	—	（近世）	—	1	一紙	三之助の出生・家族構成など、吟味内容に関する回答。
33	請合申一札之事	請合人 新左衛門◎	寛政7年卯2月	1795	1	一紙	請合人 新左衛門◎→村役人中。作右衛門兄弟の宗門請合。

34	乍恐以書付奉願上候	豫州越智郡今治村 庄屋弥左衛門、同国同郡桜井村 庄屋十左衛門	(近世) 閏4月	—	1	一紙	松平志岐守領分 豫州越智郡今治村 庄屋弥左衛門、[] 御代官所 同国同郡桜井村 庄屋十左衛門→大原四郎右衛門様御代 長沢和一兵衛、松平志岐守様御内 大庄屋弥右衛門。小寺山の肥 葉刈取に関する争論について。
35	証文之事	孫兵衛作 庄屋太左衛門 ①、年寄喜三郎②、百姓代 喜兵衛③	天明3卯6月	1783	1	一紙	孫兵衛作 庄屋太左衛門①、年寄喜三郎②、百姓代 喜兵衛③→ 越智郡 御役人中。長沢村と孫兵衛作との用水利用に関する取り 決め。
36	覚(触書等引き渡しにつき)	芥川市右衛門、村上彦八、 石丸郡蔵	(近世) 申1月1日巳刻	—	1	一紙	(包紙上書)「浦御触送 河原津村」
37	覚(廻状)	倉敷御役所①	(近世) 子5月23日	—	1	一紙	(包紙上書)「倉敷 廻状御役所 伊豫国越智郡 孫兵衛作 始」。倉敷御役所→孫兵衛作・長沢村・桜井村・旦村・登畑村・ 宮ヶ崎村・朝倉下村・同 上村 右村々庄屋・年寄・百姓代。家 数・人数を書き上げて提出するように。
38	断簡	—	(近世)	—	1	一紙	—
39	借用証文之事 控	桜井村 石丸梅二郎	嘉永6年丑12月	1853	1	一紙	借用主 桜井村 石丸梅二郎→曾我部。要用につき金子拾五両を 借用したこと。
40	差出申一札之事	—	(近世)	—	1	一紙	田畑分け方について口論となり出訴したこと。
41	覚(触書等引き渡しにつき)	桜井村庄屋 村上貞治・石 丸郡蔵	(近世) 卯4月4日寅刻	—	1	一紙	桜井村庄屋 村上貞治・石丸郡蔵→今治村御庄屋 口丈之助
42	年次願出の差出につき書状	—	(近世)	—	1	一紙	桜井下村両村が年季明けのため、年次願書を差し出す旨。
43	覚(金銭書付)	—	(近世)	—	1	一紙	一、銭札七貫六百五拾七匁六分五厘 ほか
44	覚(書付)	—	(近世)	—	1	一紙	一、御請印帳 播州北坂出村 ほか
45	書状	□岡吉兵衛	(近世) 3月17日	—	1	一紙	□岡吉兵衛→石丸郡蔵
46	付紙カ	—	(近世)	—	1	一紙	—
47	村上貞治他2名宛松木荒之助書 状	河原津村 庄屋松木荒之助 ①	(近世) 寅8月10日寅刻	—	1	一紙	河原津村 庄屋松木荒之助①→桜井村 村上貞治・芥川源六・石 丸郡蔵
48	内済願	仁右衛門①・幸右衛門②・ 義作③ 他3名	文化9年申2月	1812	1	一紙	本人 仁右衛門①、同幸右衛門②、親類 義作③、同源治助④、 同藤七⑤、同助左衛門⑥。仁右衛門と幸右衛門の田畑分方につい て。
49	一札之事	御料桜井村 獵師惣代 貞 治・伊右衛門・庄兵衛	文化9年申12月	1813	1	一紙	御料桜井村 獵師惣代 貞治・伊右衛門・庄兵衛→今治御料獵師 町 御庄屋 石丸弥左衛門、与頭 六郎右衛門・獵師 忠左衛 門・同志治 御料下村庄屋。石丸庄蔵の奥書。
50	差出申一札之事	朝倉御領惣代林治、同御私 料旦村 惣代六郎口、同南 方 同源蔵、同北方 同佐 右衛門	文化11戌4月日	1813	1	一紙	朝倉御領惣代林治、同御私料旦村 惣代六郎口、同 南方 同 源蔵、同北方 同佐右衛門→御料朝倉下村 幸左衛門殿 御親類 中。幸郎が疵を負ったことへの吟味について。
51	肥草山御預所并松山御料分二而 入附覚	越智郡惣代 石丸郡蔵・井 川市右衛門	天保13寅6月	1842	1	一紙	八ヶ村の肥草山牛馬飼草の取割場所について。
52	酉御年貢可納割附之事(桜井 村)	—	(近世)	—	1	一紙	桜井村の年貢割付。
53	酉御年貢皆済目録(朝倉下村)	渡半十郎①	明和3年戌4月	1766	1	一紙	渡半十郎①→右村 庄屋・年寄・惣百姓。(端裏書)「明和貳年 酉年 伊豫国越智郡朝倉下村」
54	卯御年貢可納割附之事(朝倉下 村)	野彦右衛門①	明和8年卯10月	1771	1	一紙	野右衛門①→右村 庄屋・年寄・惣百姓。(端裏書)「明和八 朝倉下村」
55	酉御年貢皆済目録(朝倉下村)	大四郎右衛門①	文化11戌年4月	1814	1	一紙	大四郎右衛門①→右村 庄屋・年寄・惣百姓。(端裏書)「文化 酉歳 伊豫国越智郡 朝倉下村」
56	寅御年貢可納割附之事(朝倉下 村)	大岡久之丞①	文化3寅年10月	1806	1	一紙	大岡久之丞①→右村 庄屋・年寄・惣百姓。(端裏書)「文化寅 歳 伊豫国越智郡 朝倉下村」
57	未御年貢可納割附之事(朝倉下 村)	大原四郎右衛門①	文化8未10月	1811	1	一紙	大原四郎右衛門①→右村 庄屋・年寄・惣百姓。(端裏書)「文 化八未歳 豫州越智郡 朝倉下村」
58	申御年貢可納割付之事	松下小源太①	文政7申年10月	1824	1	一紙	松下小源太①→右村 庄屋・年寄・惣百姓
59	内済証文之事	同 定右衛門①、同 寛兵 衛②、同 平五郎③他	明和8年卯2月	1771	1	一紙	御料朝倉上村、今治御領朝倉上村、同中村、御料朝倉下村による 朝倉上村小寺肥草山に関する吟味について、三ヶ村が対談のうえ 内済とした旨と取り決めの内容。同 定右衛門①、同 寛兵衛 ②、同 平五郎③、組頭 [] (後欠)
60	済口為取替証文之事	—	天保11子11月	1840	1	一紙	桜井村綱敷天満宮神主菅家と同社詞官南條家との動式に関するこ と。
61	寅歳初種子蒔方控	—	(近世)	—	1	一紙	—
62	取米などにつき書上	—	(近世) 戌5月	—	1	一紙	—
63	拝借証文之事	御預所越智郡桜井村 石丸 郡蔵世倅梅治郎他4名	嘉永4年亥5月	1851	1	一紙	(包紙上書)「拝借証文 梅治郎」。御預所越智郡桜井村石丸郡 蔵世倅 梅治郎、同人一類長沢村 石丸一口、同桜井村 村屋元 兵衛、同宮ヶ崎村 土屋政兵衛、孫兵衛作庄屋 孫兵衛
64	奉願口上	孫兵衛作庄屋千二郎、年寄 喜三郎、百姓代喜兵衛	(近世) 亥5月	—	1	一紙	小田村字三右衛門新田にかかる用水溜池について、内済証文を交 わしたものの、長沢村が普請をせず、すべての水が長沢村へ流れ 込み困っているため吟味を願う旨。
65	孝実者書上	右村庄屋 郡蔵、年寄 利 野右衛門、百姓代 孫兵 衛、同 藤七	文化12亥7月	1815	1	一紙	孝実者を尋ねられたため、経右衛門について報告する旨。
66	証文之写	今治御領国分村庄屋惣一 郎、組頭庄五郎、立会月改 長井清作、大庄屋田坂弥兵 衛	天保12丑10月	1841	1	一紙	今治御領国分村庄屋惣一郎、組頭庄五郎、立会月改長井清作、大 庄屋田坂弥兵衛→桜井村庄屋 村上定八・芥川源六・石丸郡蔵、 年寄 勘兵衛・治郎・定七。雲久へ新規の池をつくることについ て。
67	取下の田畑につき達	—	(近世)	—	1	一紙	起返した田畑860石のうち、本免となっているのは217石で、残り は取下となっていること。
68	売渡シ申畑之事	売主 文吉、証人 濱年寄 兵蔵①、同 金三郎②	文化5年辰12月	1809	1	一紙	売主 文吉、証人 濱年寄 兵蔵①、同 金三郎②→新田 石丸 庄蔵。畑を売却して代金(銭・米)を年貢として上納する旨。

69	相譲り申田地之事	譲人 久兵衛@、加判年寄儀作@・伝五郎@	文化5年辰4月	1808	1	一紙	(包紙上書)「証文 入 久兵衛」。譲人 久兵衛@、加判年寄儀作@・伝五郎@→御庄屋 庄蔵。年貢米に差支えているため、田地山林を売った代金で米を買い入れる旨。
70	乍恐奉差上出入内済証文	野村彦右衛門代官所 伊豫国桑村郡宮之内村庄屋 訴訟方 尚右衛門@、同村年寄 七郎兵衛@、百姓代 伝右衛門@、同御代官所 同国同郡大野村庄屋 訴訟方 源左衛門@、同 喜右衛門@、同村年寄 勘右衛門@、百姓代 忠左衛門@、松平隠岐守領分、同国同郡且之上村庄屋 相手方 兵太@、同村組頭吉次郎@、百姓代 久八郎@他→野村彦右衛門 笠岡御役所。大野村と宮之内村の水論。	安永4年未5月	1775	1	一紙	(端裏書)「飛人」。野村彦右衛門代官所 伊豫国桑村郡宮之内村庄屋 訴訟方 尚右衛門@、同村年寄 七郎兵衛@、百姓代 伝右衛門@、同御代官所 同国同郡大野村庄屋 訴訟方 源左衛門@、同 喜右衛門@、同村年寄 勘右衛門@、百姓代 忠左衛門@、松平隠岐守領分、同国同郡且之上村庄屋 相手方 兵太@、同村組頭吉次郎@、百姓代 久八郎@他→野村彦右衛門 笠岡御役所。大野村と宮之内村の水論。
71	罫紙 白紙	—	—	—	1	一紙	71~97紙一括。72・73を挟む。
72	申置定	庄蔵	(近世)辰11月	—	1	一紙	庄蔵→郡蔵・政兵衛・元兵衛。米の貸付について。
73	添触(備中倉鋪陣屋役人廻村時の対応につき)	大原四郎右衛門手代 羽鳥栄蔵@、同人手附 大塚太作@	(近世)巳10月	—	1	一紙	(包紙上書)「添触 大岡四郎右衛門手附 大塚太作、同人手代 羽鳥栄蔵 備中倉敷 豫州越智郡迄」。大原四郎右衛門手代 羽鳥栄蔵@、同人手附 大塚太作@→豫州越智郡 右村々 庄屋・年寄中。大原四郎右衛門代官所の役人が伊予国越智郡の村々と備中倉敷の陣屋を往來する際、川渡しや止宿を差支えなく取り計らうように。
74	櫻井村衛生委員任命状	愛媛県@	明治17年5月14日	1884	1	一紙	愛媛県@→石丸昱太郎
75	収税部今治出張所在勤任命書	愛媛県	明治23年4月17日	1890	1	一紙	愛媛県→石丸昱太郎
76	履任命書	愛媛県	明治23年4月17日	1890	1	一紙	愛媛県→石丸昱太郎。月俸金六円ヲ給ス
77	櫻井村外三ヶ村衛生委員任命状	愛媛県@	明治18年3月10日	1885	1	一紙	愛媛県@→石丸昱太郎
78	奉差上候一札	新治郎子作治郎@、同人兄弟九兵衛@	(近世)4月22日	—	1	一紙	新治郎子作治郎@、同人兄弟九兵衛@→倉敷 御役所。百姓代藤七、同孫兵衛、年寄儀作、同久兵衛、同伝五郎、庄屋庄蔵の奥書。帳外の新次郎が今治領内の者と喧嘩口論をした。新次郎を見つけ次第、役所へ召し連れる旨。
79	浦御触書請取巻通 今治村(包紙のみ)	—	(近世)	—	1	一紙	—
80	仕切(代銀請取につき)	藤屋七左衛門@	(近世)卯4月24日	—	1	一紙	藤屋七左衛門@→下村御庄屋 石丸庄蔵
81	売渡申新畑之事	売主 幸左衛門@、請人 次右衛門@、百姓代 甚蔵@、同 喜惣右衛門@、年寄 八郎右衛門@、同庄左衛門@	文化8未12月	1812	1	一紙	(包紙上書)「文化九申蔵 新畑売証文 幸左衛門 〆」。売主 幸左衛門@、請人 次右衛門@、百姓代 甚蔵@、同 喜惣右衛門@、年寄 八郎右衛門@、同庄左衛門@→桜井村庄屋蔵。畑を売った代金を年貢の支払いに充てる旨。
82	乍恐以書附御嘆奉申上候	—	(近世)	—	1	一紙	朝倉下村の幕領と今治藩領の山口村による山林をめぐる争論。江戸表での吟味ではなく、代官役所の吟味としてほしい旨。
83	差出申一札之事	摂州大坂天満町堀川 大和屋 由兵衛	文化4年卯6月3日	1807	1	一紙	摂州大坂天満町堀川 大和屋 由兵衛→桜井村御役人中。四国道路の最中に病死した娘いよの埋葬について。
84	差出人連名	松平老岐守領分 同国同郡 朝倉下村 相手方御百姓 六郎右衛門 同嘉助仲 蔵治 他	(近世)	—	1	一紙	—
85	吟味筋につき書付 写	豫州越智郡桜井村出生 漁師	(近世)寅9月	—	1	一紙	—
86	割印のみ	—	(近世)	—	1	一紙	—
87	乍恐口上覚	朝倉中村百姓 寛兵衛@・同平五郎@・年太口治@他10名	(近世)丑7月	—	1	一紙	朝倉中村百姓 寛兵衛@・同平五郎@・年太口治@・同才治@、同 伝六@・庄屋 完治@、朝倉村百姓 惣左衛門@・同 梶右衛門@・与頭 与右衛門@・同 久右衛門@・同 久蔵@同伊兵衛@・庄屋 喜五郎@→堀江六郎兵衛。入会地に関する取り決め。
88	桜井村・旦村・登畑村・宮ヶ崎村・下村・他3ヶ村 金銭書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
89	覚(金銭書付)	郡頭 光蔵@	(近世)丑1月25日	—	1	一紙	郡頭 光蔵@→朝倉下村 石丸郡蔵。印「□□屋 倉敷」。
90	以書付奉願上候	村役人	(近世)酉2月	—	1	一紙	魚網窃盗の疑惑について、村役人では解決できないため役所から差戻してほしい旨。
91	当年秋御年貢取立年番につき伺書	—	(近世)	—	1	一紙	近年病身のため、当年秋の年貢取立年番を長沢村小左衛門へ頼みたい旨など。
92	差上申一札之事	大原四郎右衛門御代官所 豫州越智郡朝倉下村 幸郎親類 百姓儀作 他48名→大原四郎右衛門御代官所 長沢和一兵衛、松平老岐守様御内 李居口郎。大原四郎右衛門代官所 豫州越智郡朝倉下村の幸左衛門が、朝倉上村・朝倉中村南分北分の者に暴行をうけたとする訴え。	(近世)	—	1	一紙	大原四郎右衛門御代官所 豫州越智郡朝倉下村 幸郎親類 百姓儀作 他48名→大原四郎右衛門御代官所 長沢和一兵衛、松平老岐守様御内 李居口郎。大原四郎右衛門代官所 豫州越智郡朝倉下村の幸左衛門が、朝倉上村・朝倉中村南分北分の者に暴行をうけたとする訴え。
93	いかなご網代などにつき達	近藤弥市右衛門・檜山安左衛門・杉浦市郎左衛門・東条龍五左衛門	(近世)子7月	—	1	一紙	近藤弥市右衛門・檜山安左衛門・杉浦市郎左衛門・東条龍五左衛門→越智郡 役人庄屋中
94	河原津村御役人中宛桜井村役人共書状	桜井村 役人共	(近世)7月26日	—	1	一紙	廣嶋船が破船となり、積荷が大谷の浜辺へ流れついているため、立会い分のうえ相談したい旨。
95	内済証文	—	明和8年卯2月	1771	1	一紙	朝倉上村小寺の肥草山をめぐる御料朝倉上村・今治御領朝倉上村・同中之村と御料朝倉下村の争論について内済した旨。
96	奉申上口上	越智郡惣代 石丸郡蔵@・井川市右衛門@	天保13年寅5月	1842	1	一紙	越智郡村々の肥草の刈取場所について。
97	覚(松木上納の指示につき)	柘植又左衛門 御役所@	寛政13丙午2月	1801	1	一紙	(端裏書)「朝倉下村」。柘植又左衛門 御役所@→右村庄屋・年寄・百姓代
98	子御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野村彦右衛門@・平岡彦兵衛@	明和5年子10月	1768	1	一紙	(端裏書)「明和五 豫州越智郡 朝倉下村」。野村彦右衛門@・平岡彦兵衛@→右村庄屋・惣百姓
99	丑御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野村彦右衛門@・平岡彦兵衛@	明和6丑10月	1769	1	一紙	(端裏書)「明和六 朝倉下村」。野村彦右衛門@・平岡彦兵衛@→右村庄屋・年寄・惣百姓
100	辰御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野彦右衛門@	明和9年辰10月	1772	1	一紙	(端裏書)「明和九 朝倉下村」。野彦右衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓

101	巳御年貢可納割付之事（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永2年10月	1773	1	一紙	（端裏書）「安永二 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
102	寅御年貢可納割付之事（朝倉下村）	野彦右衛門◎	明和8寅年10月	1771	1	一紙	（端裏書）「明和七 越智郡 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
103	子御年貢可納割付之事（朝倉下村）	三河口太忠◎	文化子年10月	—	1	一紙	（端裏書）「文化元子年 朝倉下村」。三河口太忠◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
104	午御年貢可納割付之事（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永3年午10月	1774	1	一紙	（端裏書）「安永三 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
105	巳御年貢可納割付之事（朝倉下村）	大原四郎右衛門◎	文化6巳年10月	1809	1	一紙	（端裏書）「文化六巳年 伊豫国越智郡 朝倉下村」。大原四郎 右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
106	午御年貢可納割付之事（朝倉下村）	大原四郎右衛門◎	文化7午年10月	1810	1	一紙	（端裏書）「文化七午歳 播州越智郡 朝倉下村」。大原四郎 右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
107	戌御年貢可納割付之事（朝倉下村）	野口辰之助◎	寛政2戌年10月	1790	1	一紙	（端裏書）「寛政二戌年 伊豫国越智郡 朝倉下村」。野口辰之 助◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
108	申御年貢皆済目録（朝倉下村）	大四郎右衛門◎	文化10丙年4月	1813	1	一紙	（端裏書）「文化九申年 豫州越智郡 朝倉下村」。大四郎右衛 門◎→右村・年寄・惣百姓
109	出入内済為取替証文之事	伊豫国越智郡 桜井村佐市 右衛門◎・大濱村丈右衛門 ◎・桜井村庄屋信右衛門 ◎・同庄屋彦八◎・年寄庄 左衛門◎、取扱人郡用達 伏見屋定兵衛◎・宿田屋丹 藏◎	天明7年未5月	1787	1	一紙	丈右衛門としの離縁に際する取り決め。
110	酉御年貢可納割付之事（孫兵衛 作）	大原四郎右衛門◎	文化10丙年10月	1813	1	一紙	（端裏書）「文化十庚年 伊豫国越智郡 長沢村之内 孫兵衛 作」。大原四郎右衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
111	為取替証文一札之事	願方 庄藏◎、相手方 九 郎右衛門◎、取扱人 源兵 衛◎、同 団六◎	寛政5丑3月	1793	1	一紙	桜井村庄屋 左市衛門◎、同 彦八◎、年寄 八郎衛門◎、百姓 代 喜三衛門◎、同 沢右衛門◎の奥書あり。
112	相讓申田地之事	百姓代 喜兵衛、年寄 亀 三郎、庄屋 孫兵衛	文化1子10月	1804	1	一紙	（包紙上書）「田地讓証文」。百姓代 喜兵衛、年寄 亀三郎、 庄屋 孫兵衛→桜井村 庄藏
113	田地讓り証文之事	長沢村 譲り主 磯五郎◎	文化11年戌1月	1814	1	一紙	（包紙上書）「田地讓り証文 長沢村 磯五郎」。長沢村 譲り 主 磯五郎◎→桜井村庄屋 石丸郡藏。高橋村庄屋 高橋小右衛 門の奥書。
114	田地讓り証文之事	長沢村譲り主 竹右衛門◎	文化11年戌12月	1814	1	一紙	（包紙上書）「証文 作衛門」。長沢村譲り主 竹右衛門◎→桜 井村 庄藏。長沢村庄屋 小左衛門
115	相讓り申田之事	相讓人 久左衛門・加判年 寄 六右衛門・同 久兵 衛・同 伝五衛門	享和2年戌1月	1802	1	一紙	（包紙上書）「下村 久左衛門」。相讓人 久左衛門・加判年寄 六右衛門・同 久兵衛・同 伝五衛門→庄藏
116	酉御年貢可納割付之事（朝倉下 村）	—	（近世）	—	1	一紙	（端裏書）「明和二年 伊豫国越智郡 朝倉下村」
117	山林讓り証文之事	長沢村譲り主 仁平、同村 請人 権兵衛	文化9申年11月	1812	1	一紙	長沢村譲り主 仁平、同村請人 権兵衛→桜井村庄屋。長沢庄屋 小左衛門の奥書。
118	畑方売渡シ証文之事	長沢村売主 寛内◎	文化4卯年12月	1807	1	一紙	（包紙上書）「畑讓証文 寛内」。長沢村売主 寛内◎→石丸郡 藏。高橋平兵衛◎の奥書。
119	田地讓り証文之事	長浜村売主 伊八	（近世）辰12月日	—	1	一紙	（包紙上書）「証文一札 長濱村 伊八」。長浜村売主 伊八→ さくら井村 庄藏。長沢村庄屋 庄左衛門の奥書。
120	河之内村・廣岡村ほか絵図	—	（近世）	—	1	一紙	—
121	保命酒造方記	石丸氏	（近世）	—	1	一紙	—
122	差出申一札之事	升治◎、大蔵◎	天保14年卯2月	1843	1	一紙	升治◎、大蔵◎→孫兵衛作 御役人中。長沢村大沙堂で行われた 賭事により小蔵入を命じられたことなど。藤土佐◎、南條出羽 ◎、勝蔵◎、佐久平◎の奥書。
123	朝倉下村川成砂入山崩引高帳	中山与兵衛◎、井手武左衛 門◎、立会 永井喜六◎	文政9年10月	1826	1	横帳	当戌年より寅年まで5ヶ年之間、「川欠高引」を申し付ける旨。
124	辰蔵村小入用帳 御領所越智郡 朝倉下村	庄屋石丸郡藏◎・同七三 郎・年寄勘兵衛◎・同口兵 衛◎・同藏藏◎・百姓代藤 七◎・同久兵衛◎	天保3年10月	1832	1	横帳	—
125	午年分村小入用帳 御領所越智 郡桜井村	庄屋芥川市右衛門・同村上 彦八・同郡藏・年寄庄左衛 門・同李平・百姓代甚蔵・ 同茂十郎	文政6未歳2月	1823	1	横帳	—
126	寅蔵分村小入用帳 御領所越智 郡朝倉下村	御領所越智郡朝倉下村 庄 屋郡藏・年寄伝五右衛門・ 同利右衛門・百姓代孫兵 衛・同藤七	文政2卯年3月	1819	1	横帳	—
127	子歳分村小入用 御領所越智郡 桜井村	御領所越智郡 桜井村庄屋 芥川市左衛門、同邑上彦 八・同郡藏・年寄庄左衛 門・同李平・百姓代茂十 郎・同甚蔵	文化14巳年3月	1817	1	横帳	—
128	卯歳分村小入用帳 御領所越智 郡朝倉下村	庄屋郡藏・年寄伝五右衛 門・同利野右衛門・百姓代 孫藏・同藤七	文政3辰年3月	1820	1	横帳	—
129	石丸氏支配立積帳	—	天保13寅3月	1842	1	横帳	「借財之分」「米分」など
130	七三郎方借証文入并相對候田 畑代銭貸方 []	支配人 石丸 []・村上 []・長沢村 []	天保12年6月	1841	1	横帳	—
131	支配立内積帳	石丸氏	天保15辰1月	1844	1	横帳	—
132	御領御巡見様一件入用帳	元方場御用掛り 石丸郡 藏、同 [] 輩 忠兵衛、 同下輩 定兵衛	天保9戌11月	1838	1	横帳	—

133	国御巡見様御通行之節諸事日記 石丸氏ひかへ	—	寛政1年酉2月	1789	1	横帳	—
134	越智郡 窮民救米一村限差引	—	(近世)	—	1	横帳	—
135	窮民御救米渡村々差引帳	—	天保8年2月	1837	1	横帳	—
136	御巡見様御通行之節諸雜記	—	天保9歳3月吉日	1838	1	横帳	—
137	越智郡村々買請米麦蔵入目録	—	天保7申12月	1837	1	横帳	—
138	越智郡村々窮民人数附 控へ	—	天保8年	1837	1	横帳	—
139	越智郡八ヶ村窮民救米合帳	御用掛 石丸郡蔵・村上彦八	文政10年10月	1827	1	横帳	—
140	御用書類并文通控	石丸氏	文政9戌年4月ヨリ亥年9月迄	1826	1	横帳	—
141	朝倉下村取締申連名印形帳	与惣右衛門・茂八郎・旦七ほか	文化六季十二月	1824	1	横帳	村中寄合で定めた取り決めについて。
142	石高書付	—	(近世)	—	1	一紙	142～164紙経一括
143	乍恐奉願上 口上	御預所越智郡桜井村 石丸郡蔵	(近世) 寅3月	—	1	一紙	(包紙上書)「奉願上口上 石丸郡蔵」。庄屋の役祿が少なく生活が成り立たない旨。
144	借高惣辻	—	(近世)	—	1	一紙	—
145	覚 (金銭書付)	村上	(近世) 丑9月	—	1	一紙	—
146	覚 (金銭書付)	—	(近世)	—	1	一紙	—
147	石丸郡蔵跡借付支配立につき書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
148	覚 (天神様銭入用につき)	天神様 世話人	(近世) 4月17日	—	1	一紙	—
149	演舌	石丸郡蔵	(近世) 巳11月2日	—	1	一紙	石丸郡蔵→桜井村 御役人中様、大小 御百姓衆中。郡蔵が近年病気で御用向を勤めかねているため、末子の国助の名目としたい旨。
150	庄屋役難渋につき願上	—	(近世)	—	1	一紙	143と本文同内容
151	寅年 石丸田畑売払差引帳	—	(近世) 寅年	—	1	横帳	—
152	覚 (石丸郡蔵宛金銭書付)	長五郎、安治ほか	(近世) 卯12月、辰1月12日ほか	—	1	仮綴	—
153	御隠居米につき郡蔵宛貞二書状	貞二	(近世)	—	1	一紙	貞二→郡蔵
154	郡中入用割につき石丸郡蔵宛彦八書状	彦八	(近世) 3月3日	—	1	一紙	(端裏書)「石丸郡蔵様 彦八 用口」。彦八→石丸郡蔵
155	覚 (天神米ほか書付)	世話人中	(近世) 卯1月13日	—	1	一紙	世話人中→石丸郡蔵
156	乍恐奉願上口上	御預所越智郡桜井村 石丸郡蔵	(近世) 寅3月	—	1	一紙	143と本文同内容
157	覚 (金銭受取につき)	野村五左衛門◎	(近世) 亥12月21日	—	1	一紙	野村五左衛門◎→石丸氏。「一、貳百五拾目充 定納」
158	乍恐奉願上 口上	石丸郡蔵	(近世) 寅3月	—	1	一紙	143と本文同内容
159	金銭書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
160	金銭書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
161	金銭書付	—	(近世)	—	1	一紙	「一、金七両 油屋」ほか
162	覚 (金銭書付)	村上貞二	(近世) 4月13日	—	1	一紙	村上貞二→石丸郡蔵
163	覚 (極月金銭書付)	福しま屋 永助	(近世) 2月1日	—	1	一紙	福しま屋 永助→石丸様
164	卯正月払	—	(近世)	—	1	一紙	—
165	御巡見様地方間合控	御預所越智郡 出役 宮ヶ崎村政兵衛	天保9年戌4月	1838	1	横半帳	「御宿」「給仕人」など
166	豫州越智郡桜井村明細帳	豫州越智郡桜井村 庄屋郡蔵・同貞治・同源六・年寄勘兵衛・同治右衛門・同貞七・百姓代啓蔵・同庄三郎	天保9年戌5月	1838	1	縦帳	—
167	明神仮塚一件	島村又左衛門・池田忠治・窪田郡太夫	(近世) 12月	—	1	袋綴	島村又左衛門・池田忠治・窪田郡太夫→天羽作之丞。戊年夏の大洪水で破損した明神関について
168	桜井村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
169	村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
170	朝倉上村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
171	豫州 越智郡桜井村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
172	豫州 越智郡宮崎村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
173	豫州 越智郡櫻井村絵図 控	—	(近世)	—	1	一紙	—
174	豫州 越智郡長澤村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
175	豫州 越智郡旦村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
176	越智郡朝倉上村絵図	—	(近世)	—	1	一紙	—
177	銚子飾之巻	—	安永4乙未年4月■日	1775	1	一紙	—
178	書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
179	覚 (宗門人別帳提出期限ほか)	倉敷御役所◎	(近世) 辰1月10日	—	1	一紙	倉敷御役所◎→右村々庄屋・年寄。倉敷御役所◎→越智郡孫兵衛作、長沢村、桜井村、旦村、登畑村、宮ヶ崎村、朝倉下村、朝倉上村、右村庄屋・年寄。宗門人別帳・五人組帳などの書類の提出期限について。
180	当酉歳定免御札勅入用割両郡入用割両郡為取替帳	桑村郡惣代 御役 安信理 右衛門◎	文政8酉年9月	1825	1	横帳	桑村郡惣代 御役 安信理右衛門→麻生八郎
181	越智郡桜井村穢多玄右衛門跡株御改直段付帳	越智郡桜井村穢多才次	天保14卯年8月	1843	1	横帳	—
182	戊歳方内見合毛附帳	御領所越智郡 孫兵衛作 庄屋林蔵◎、年寄長次郎◎、百姓代喜兵衛◎	天保9年9月	1838	1	横帳	—
183	当時持高之内本田畑新田高反別書上帳	御預所越智郡桜井村 村上彦八・貞治	天保6年未8	1835	1	横帳	右村庄屋石丸郡蔵、同芥川源六、年寄奎平、同勘兵衛ほか3名の奥書あり。
184	御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎	安永2年巳5月	1773	1	縦帳	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎→笠原 御役所。野村彦右衛門御役所の奥書あり。

185	用水御普請御改帳 豫州越智郡朝倉下村	豫州越智郡朝倉下村 百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋七右衛門◎	明和4年亥9月	1767	1	豎帳	豫州越智郡朝倉下村 百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋七右衛門◎→笠岡 御役所。渡邊藩十郎 笠岡御役所の奥書あり。
186	川除御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	百姓代孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、兼帯庄屋庄蔵◎	寛政8年辰3月	1796	1	豎帳	百姓代孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、兼帯庄屋庄蔵◎→倉敷御役所。野口辰之助御役所の奥書あり。
187	用水石堰御普請出来形帳 伊豫国越智郡御料朝倉下村・私領朝倉中村立会	朝倉下村 兼帯庄屋庄兵衛◎、年寄伝五郎◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、ほか3名	寛政8年辰3月	1796	1	豎帳	朝倉下村 兼帯庄屋庄兵衛◎、年寄伝五郎◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、藤七◎、松平孝岐守料分朝倉中村庄屋助左衛門◎、組頭庄右衛門◎、同平良◎→倉敷御役所。野口辰之助御役所の奥書あり。
188	西春川除御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎	寛政1年8月	1789	1	豎帳	庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎→倉鋪御役所。菅谷弥五郎御役所の奥書あり。
189	用水御普請御願上帳 伊豫国越智郡 御料朝倉下村、私領朝倉中村	伊豫国越智郡御料朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎ほか3名	寛政11年未9月	1799	1	豎帳	伊豫国越智郡御料朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、私領朝倉中村庄屋宇平次◎、組頭庄右衛門◎、同弥右衛門◎→倉敷御役所
190	御料朝倉下村・私領朝倉中村式ヶ村立会 御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎	安永2年巳5月	1773	1	豎帳	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎→笠岡 御役所。野村彦右衛門御役所の奥書あり。
191	用水石堰御普請出来形帳 御料朝倉下村・私領朝倉中村立会	朝倉下村庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎ほか3名	寛政1年酉8月	1789	1	豎帳	朝倉下村庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、朝倉中村庄屋七郎右衛門◎、組頭勝右衛門◎、同呉右衛門◎倉鋪 御役所。菅谷弥五郎御役所の奥書あり。
192	岡溜池 御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	朝倉下村百姓代孫兵衛、同藤七、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎	安永5年申4月	1776	1	豎帳	朝倉下村百姓代孫兵衛、同藤七、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡 御役所。野村彦右衛門手代 後藤伊十郎の奥書あり。
193	御普請出来形帳 豫州越智郡御料朝倉下村・私領朝倉中村立会	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎	安永4年未6月	1775	1	豎帳	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋信右衛門◎→笠岡 御役所。笠岡野村彦右衛門御役所の奥書あり。
194	川除用水御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	朝倉下村庄屋五郎兵衛◎、年寄伊左衛門◎、同善左衛門◎、百姓代久兵衛◎、同六右衛門◎	明和3年戌7月	1766	1	豎帳	朝倉下村庄屋五郎兵衛◎、年寄伊左衛門◎、同善左衛門◎、百姓代久兵衛◎、同六右衛門◎→笠岡 御役所。渡辺半十郎手代 野崎左四郎
195	当卯春川除御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋信右衛門◎、年寄伊左衛門◎、同六右衛門◎、同久兵衛◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎	天明3年卯6月	1783	1	豎帳	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋信右衛門◎、年寄伊左衛門◎、同六右衛門◎、同久兵衛◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎→笠岡 御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
196	御引渡奉願候書付 越智郡控両郡控	与州両郡三役	天明4年辰7月	1784	1	豎帳	—
197	午春用御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	百姓代藤八◎、同孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、庄屋信右衛門◎	天明6年午5月	1786	1	豎帳	百姓代藤八◎、同孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、庄屋信右衛門◎→倉敷 御役所。万年七郎右衛門御役所の奥書あり。
198	御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	越智郡朝倉下村 百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎	安永6年酉7月	1777	1	豎帳	越智郡朝倉下村 百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡 御役所。野村彦右衛門 笠岡御役所の奥書あり。
199	朝倉下村 出来形 伊予国越智郡朝倉下村午春用水御普請仕様帳	万年七郎右衛門 御役所	(近世) 午4月	—	1	豎帳	—
200	御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同浅作◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎	文化4年卯8月	1807	1	豎帳	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同浅作◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎→倉敷 御役所
201	綱山師渡米一村限仕出帳	—	(近世)	—	1	豎帳	—
202	御巡見様玉嶋開合	政兵衛・治左衛門	(近世)	—	1	豎帳	「廿二日 御着 吉田様」「依田様差上之品」など
203	用悪水川瀬御普請出来帳 伊豫国越智郡朝倉下村	越智郡朝倉下村 庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎	享和1年酉5月	1801	1	豎帳	越智郡朝倉下村 庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎→倉敷 御役所。柘植又左衛門御役所の奥書あり。
204	株木堰水論日記	朝倉下村庄屋 庄蔵	文化2年丑6月	1805	1	豎帳	朝倉下村と朝倉中村による水論に関する記録。
205	用悪水砂間堀浚汐口切御普請御願帳 豫州越智郡桜井村	伊豫国越智郡桜井村 百姓代沢右衛門◎、同喜三右衛門◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎、庄屋彦八◎、同左 []	寛政12年申6月	1800	1	豎帳	伊豫国越智郡桜井村 百姓代沢右衛門◎、同喜三右衛門◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎、庄屋彦八◎、同左 [] →倉敷御役所

206	宇摩・新居両郡荒所 起返御成 箇植松何之定米 高反別村々合帳	御用掛 真鍋良平・同河端大八郎・同脇勘兵衛	文政9戌年6月	1826	1	縦帳	—
207	御制札写控 越智郡櫻井村	—	文化9年3月	1826	1	縦帳	切支丹の取締り、異国船との密貿易の取締りなど。
208	豫州越智郡旦村御林山絵図控	—	安永5年申12月	1777	1	縦帳	笠岡御役所宛。「豫州越智郡旦村 御林山絵図法伝山」「同村 土山御林山絵図」「同村原荒神山絵図」「同村 御林荒神山絵図」を収録。「右者安永五申年十二月御尋御座候ニ付書上候控書ツツニ不残村役人連名判」
209	書上 豫州越智郡櫻井村	村役人	(近世)	—	1	縦帳	「大同久之丞御代官所 伊豫国越智郡櫻井村」の村高、家数、寺、社、古城跡など。
210	用水井堰御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	豫州越智郡朝倉下村 庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同国同郡私領中村庄屋宇平次治◎、組頭丈左衛門◎→倉鋪 御役所。	享和2年戌8月	1802	1	縦帳	豫州越智郡朝倉下村 庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同国同郡私領中村庄屋宇平次治◎、組頭丈左衛門◎→倉鋪 御役所。柘植又左衛門御役所の奥書あり。
211	地籍図	—	(近代)	—	1	断簡	—
212	断簡	—	文政9戌10月	1826	1	断簡	「松山目安箱江差入候宮ヶ崎村町各側願書写」
213	越智・桑村両郡部分難相成五ヶ村立会御林木敷書上帳	御預所越智郡櫻井村庄屋芥川市右衛門◎、同村上彦八◎、同郡蔵◎、年寄庄左衛門◎、同圭平◎、同長沢村庄屋小左衛門◎、年寄定右衛門◎、同孫兵衛作庄屋仙太郎◎、年寄喜三郎◎	文政2年8月	1819	1	縦帳	—
214	越智郡長沢村起返り御成箇米高反別書上帳	長沢村庄屋小左衛門◎、年寄宇右衛門◎、百姓代三兵衛◎	文政9年戌7月	1826	1	縦帳	—
215	当卯春用水御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋信右衛門◎、年寄伊左衛門◎、同六右衛門◎、同久兵衛◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎	天明3年卯6月	1783	1	縦帳	伊豫国越智郡朝倉下村庄屋信右衛門◎、年寄伊左衛門◎、同六右衛門◎、同久兵衛◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎→笠岡 御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
216	用水御普請出来形帳 御領朝倉下村・私領朝倉中村	越智郡朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎ほか3名	寛政12年申6月	1800	1	縦帳	越智郡朝倉下村庄屋庄蔵◎、年寄伝五右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、私領朝倉中村庄屋宇平次◎、組頭庄右衛門◎、同弥右衛門◎→倉敷御役所。柘植又左衛門倉敷御役所の奥書あり。
217	用水堰御普請出来形帳 豫州越智郡式ヶ村立会 御料朝倉下村・私領同中村	朝倉中村組頭勝右衛門、同太郎次、庄屋七郎右衛門、孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎	安永8年亥4月	1779	1	縦帳	朝倉中村組頭勝右衛門、同太郎次、庄屋七郎右衛門、孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
218	子ノ春御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、庄屋栄助◎	寛政4年9月	1792	1	縦帳	百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伝五右衛門◎、庄屋栄助◎→倉敷御役所。野口辰之助御役所の奥書あり。
219	伊豫国越智郡朝倉下村堰川除堤崩所御普請目録見帳 松平隠岐守御預所	松平隠岐守内 深見五左衛門	文政2卯年12月	1820	1	縦帳	松平隠岐守内 深見五左衛門→御勘定所
220	乍恐口上(不正之品売買の自訴)	松平隠岐守様御預所 豫州越智郡桜井濱 野間屋又四郎ほか	文政6未10月13日、10月15日	1823	1	縦帳	松平隠岐守様御預所 豫州越智郡桜井濱 野間屋又四郎ほか→御奉行様。船乗り渡世の者が不正之品の売買を自訴する旨。
221	用水溜池樋替御普請出来形帳 伊豫国越智郡 [] 村	桜井村百姓代次右衛門、同村百姓代喜惣右衛門、年寄庄左衛門、同八郎右衛門、庄屋好太郎、同彦八ほか5名	享和2年戌8月	1802	1	縦帳	桜井村百姓代次右衛門、同村百姓代喜惣右衛門、年寄庄左衛門、同八郎右衛門、庄屋好太郎、同彦八、左一右衛門、旦村百姓代次右衛門◎、同年寄勘左衛門◎、同久左衛門◎、庄屋孫治→倉敷御役所。柘植又左衛門御役所の奥書あり。
222	村指出明細帳 伊与国越智郡桜井村控	庄屋浦右衛門、年寄次右衛門、同八郎右衛門	明和9年辰2月	1772	1	縦帳	庄屋浦右衛門、年寄次右衛門、同八郎右衛門→竹垣庄蔵御役所
223	伊豫国桑村郡・越智郡之内村々池川普請帳 松平隠岐守様 御預所	松平隠岐守之内松下源太夫	文政午年3月	—	1	縦帳	松平隠岐守之内松下源太夫→御勘定所
224	川除御普請御改帳 朝倉下村	豫州越智郡朝倉下村 百姓代藤七◎、同孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋七右衛門◎	明和4年亥9月	1767	1	縦帳	豫州越智郡朝倉下村 百姓代藤七◎、同孫兵衛◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋七右衛門◎→笠岡御役所。渡邊半十郎笠岡御役所の奥書あり。
225	用水御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡御役所。	天明2年寅4月	1782	1	縦帳	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
226	酉春用水御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎	寛政1年8月	1789	1	縦帳	庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎→倉敷御役所。谷弥五郎御役所の奥書あり。

227	川除御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎	安永8年亥4月	1779	1	縦帳	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
228	去申春用水御普請出来形帳 伊豫国越智郡朝倉下村	越智郡朝倉下村兼帯庄屋七右衛門◎、年寄伝五右衛門◎、同久助◎、同六右衛門◎、百姓代孫兵衛◎、同藤七◎	天明9年酉2月	1789	1	縦帳	菅谷弥五郎御役所の奥書あり。
229	用水御普請目録見帳 御預所越智郡朝倉下村	御預所越智郡朝倉下村庄屋郡蔵、年寄伝五右衛門、同理野衛門	文政2年8月	1819	1	縦帳	—
230	伊豫国越智郡御料朝倉下村・私領朝倉中村々々村立会 用水堰当已春御普請出来形御届帳	松平内膳正領分伊豫国越智郡朝倉下村庄屋宇右衛門◎、同組合太郎治◎、同同勝右衛門◎、同長百姓亦助◎、同同助七◎、御料同国同郡朝倉下村兼帯庄屋信右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎→野村彦右衛門様笠岡御役所。野村彦右衛門御役所の奥書あり。	安永2年巳5月	1773	1	縦帳	松平内膳正領分、伊豫国越智郡朝倉下村庄屋宇右衛門◎、同組合太郎治◎、同同勝右衛門◎、同長百姓亦助◎、同同助七◎、御料同国同郡朝倉下村兼帯庄屋信右衛門◎、同久兵衛◎、同六右衛門◎、百姓代藤七◎、同孫兵衛◎→野村彦右衛門様笠岡御役所。野村彦右衛門御役所の奥書あり。
231	豫州越智郡朝倉下村明細帳一	村役人 []	天保9戌年	1838	1	縦帳	—
232	用水御普請出来形帳 豫州越智郡朝倉下村	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎	安永8年亥4月	1779	1	縦帳	朝倉下村百姓代孫兵衛◎、同藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、庄屋信右衛門◎→笠岡御役所。武嶋左膳御役所の奥書あり。
233	豫州越智郡朝倉下村 用水溜池御普請出来方御改帳	豫州越智郡朝倉下村百姓代藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋七右衛門◎	明和5年子12月	1769	1	縦帳	豫州越智郡朝倉下村百姓代藤七◎、年寄六右衛門◎、同久兵衛◎、同伊左衛門◎、兼帯庄屋七右衛門◎→笠岡御役所。園岡彦兵衛・野村彦右衛門笠岡御役所の奥書あり。
234	伊豫国越智郡長沢村之内孫兵衛作新田検地帳	松平隠岐守内遠山保◎、同斎藤新次郎◎、同杉浦茂兵衛◎、同松浦啓助◎、同重松伝蔵◎	天保8酉年10月	1837	1	縦帳	—
235	伊豫国越智郡朝倉下村新田検地帳	松平隠岐守内遠山保◎、同斎藤新次郎◎、同杉浦茂兵衛◎、同松浦啓助◎、同重松伝蔵◎、同関家市郎◎、案内庄屋七三郎◎、年寄定兵衛◎、百姓藤七◎	天保8酉年10月	1837	1	縦帳	—
236	田地売渡シ証文之事	売主 三右衛門◎、同忠左衛門◎、同松之介◎、同勘六◎、百姓代喜兵衛◎、年寄喜三郎◎	文化2丑12月	1806	1	一紙	(包紙上書)「田地売渡シ証文 孫兵衛作」。売主 三右衛門◎、同忠左衛門◎、同松之介◎、同勘六◎、百姓代喜兵衛◎、喜三郎◎→桜井村庄屋
237	譲り証文之事	長沢村 仁右衛門◎	天保2卯年12月	1832	1	一紙	(包紙上書)「譲り証文入 仁右衛門」。長沢村 仁右衛門◎→石丸郡蔵。長沢村庄屋孝作の奥書あり。
238	田地譲り証文之事	越智郡孫兵衛作村 百姓代喜兵衛◎、年寄喜三郎◎、庄屋孫兵衛◎	文化辰年10月	—	1	一紙	(包紙上書)「田地譲り証文」。越智郡孫兵衛作村 百姓代喜兵衛◎、年寄喜三郎◎、庄屋孫兵衛◎→桜井村庄屋
239	相譲り申田地之事	譲主 八蔵、加判年寄勘兵衛、同定兵衛、同識蔵	天保4年巳11月日	1833	1	一紙	(包紙上書)「田地譲り証文一札 下村八蔵」。譲主 八蔵、加判年寄勘兵衛、同定兵衛、同識蔵→石丸郡蔵。
240	畑売渡シ証文之事	売主 次右衛門◎、受人 弥三郎	文政5年12月	1823	1	一紙	(包紙上書)「証文入 次右衛門」。売主 次右衛門◎、受人 弥三郎◎→石丸郡蔵。年寄庄左衛門◎、同全平◎、百姓代甚蔵◎、同茂十郎◎の奥書あり。
241	借田証文之事	長沢村借用人 仁兵衛	文化5辰年12月日	1809	1	一紙	(包紙上書)「証文一札入 長沢 仁兵衛」。長沢村借用人 仁兵衛→さくら井村 石丸軍蔵。長沢村庄屋小左衛門の奥書あり。
242	売渡申田地証文之事	長沢村売主 庄六	(近世) 卯12月	—	1	一紙	(包紙上書)「証文一札 庄六」。長沢村売主 庄六→桜井村庄蔵。長沢村庄屋平兵衛の奥書あり。
243	借用証文之事	借主 清右衛門、請人善蔵、百姓代甚蔵◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎	文化6年巳12月	1810	1	一紙	(包紙上書)「文化六年 畑証文入」。借主 清右衛門、請人善蔵、百姓代甚蔵◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎→庄蔵
244	相譲り田地之事	譲主 仁左衛門	天保10年亥12月日	1840	1	一紙	譲主 仁左衛門→石丸郡蔵。加判年寄 勘兵衛◎、同定兵衛◎、同口蔵の奥書あり。
245	畑売渡証文之事	売主 九郎右衛門◎、受人 初右衛門◎	文政5年12月	1823	1	一紙	(包紙上書)「証文入 九郎右衛門」。売主 九郎右衛門◎、受人 初右衛門◎→石丸郡蔵。園寄庄左衛門◎、同全平◎、百姓代甚蔵◎、同茂十郎◎の奥書あり。
246	相譲り申田地之事	譲主 越前	文政3辰12月日	1821	1	一紙	(包紙上書)「畑譲り一札 越前」。譲主 越前→郡蔵
247	売渡申畑証文之事	売主 次右衛門◎、百姓代喜三右衛門◎、年寄庄左衛門◎、同八郎衛門	寛政5年丑12月	1794	1	一紙	(包紙上書)「田地売証文 次右衛門」。売主 次右衛門◎、百姓代喜三右衛門◎、年寄庄左衛門◎、同八郎衛門→庄蔵
248	拝借仕銭札之事	御預所越智郡郡中用達 石丸郡蔵◎	天保7申年12月	1837	1	一紙	(包紙上書)「拝借証文 石丸郡蔵 弐拾五貫目」
249	譲証文事	譲主 忠蔵◎、受人又兵衛◎、同孫治◎	天保8年酉12月日	1837	1	一紙	(包紙上書)「譲証文 江戸忠蔵」。譲主 忠蔵◎、受人又兵衛◎、同孫治◎→石丸郡蔵。年寄勘兵衛◎、同次右衛門◎、同定七◎、百姓代孫蔵◎、同庄三郎◎
250	畑譲り証文之事	長沢村譲り主 太七	文化9申年11月	1812	1	一紙	(包紙上書)「証文入 長沢村太七」。長沢村譲り主 太七→郡蔵。長沢村庄屋小左衛門の奥書あり。
251	覚 (金銭受取につき)	旦村	(近世) 子12月19日	—	1	一紙	旦村→石丸郡蔵
252	譲り証文之事	長沢村入作桜井村 役次	天保2卯年12月	1832	1	一紙	(包紙上書)「譲り証文入 役次」。長沢村入作桜井村 役次→石丸郡蔵。長沢村庄屋孝作の奥書あり。
253	借用証文之事	住吉丸二而 田坂半兵衛◎	(近世) 戌2月	—	1	一紙	(包紙上書)「証文一札」。住吉丸二而 田坂半兵衛◎→吉田屋 貞蔵

254	乍恐以書付奉申上候	朝倉下村兼帯桜井村庄屋那藏	(近世) 亥2月	—	1	一紙	(包紙上書)「願書写 郡蔵」。礼詞の際の献上品を鶏子ではなくするためにしたい旨。
255	野村彦右衛門様御役所宛才治ほか書状	同才治◎、同伝六◎、庄屋完治◎、同朝倉上村長百姓孫右衛門◎、同梶右衛門◎、同小左衛門◎ほか	(近世)	—	1	一紙	同才治◎、同伝六◎、庄屋完治◎、同朝倉上村長百姓孫右衛門◎、同梶右衛門◎、同小左衛門◎ほか→野村彦右衛門様御役所
256	とろか谷(反別・高書付)	—	(近世)	—	1	横帳	—
257	相讓申田地之事	讓主 善右衛門	天保11子12月	1840	1	一紙	讓主 善右衛門→郡蔵。年寄勘兵衛◎、同定兵衛◎、同藏藏◎の奥書あり。
258	戌御年貢可納割附之事(長沢村之内孫兵衛作)	大原四郎右衛門◎	文化11戌年10月	1814	1	一紙	(端裏書)「越智郡長沢村之内 孫兵衛作」。大原四郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
259	御上地之届控覚	—	明和2年丙6月	1765	1	袋綴	忠兵衛作の上地に関する願上(明和2、3年)など。
260	倉敷御役所廻状	倉敷御役所	(近世) 申6月、7月、8月11日	—	1	仮綴	(包紙上書)「倉舗 廻状御役所 豫州高田□□」。浪人跡之者徘徊につき。
261	譲り渡し申田地証文之事	長沢村譲り主 仁平	文化巳年12月日	—	1	一紙	長沢村譲り主 仁平→さくら井村 庄蔵。長沢村庄屋小左衛門の奥書あり。
262	卯御年貢可納割附之事(長沢村之内孫兵衛作)	深見五左衛門◎	文政2卯年10月	1819	1	一紙	深見五左衛門◎→右村 庄屋・年寄・惣百姓
263	寅御年貢可納割附之事(長沢村之内孫兵衛作)	深見五右衛門◎	文政1寅10月	1818	1	一紙	深見五右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
264	寅御年貢可納割附之事(長沢村之内孫兵衛作)	大岡久兵衛◎	文化3寅年7月	1806	1	一紙	(端裏書)「□□□越智郡長沢村之内孫兵衛作」。(付紙)「文化三寅年定免」。大岡久兵衛◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
265	戌御年貢可納割附之事(朝倉下村)	渡邊半十郎◎	明和3年戌11月	1766	1	一紙	(端裏書)「明和三年 越智郡朝倉下村」。渡邊半十郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
266	白崎川分水一件取扱内済 済口証文之事	取扱人 与州越智郡朝倉上村庄屋七右衛門◎、同国桑村郡桑村庄屋源助◎、同国同郡役村庄屋繁九郎◎ほか23名	寛政12申7月	1800	1	一紙	朝倉下村と宮崎村・登畑村・旦那村・桜井村との白崎川分水に関する争論。越智郡朝倉上村庄屋七右衛門、桑村郡桑村庄屋源助、同国同郡国安村庄屋繁九郎の取扱で内済とした。
267	借用証文之事	借主藤蔵、請人友作、百姓代甚蔵◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎	文化6年巳12月	1810	1	一紙	借主藤蔵、請人友作、百姓代甚蔵◎、年寄庄左衛門◎、同八郎右衛門◎→庄蔵
268	御公私三ヶ村水筋出入済口為取替証文之事	御預所桑村郡官之内村預庄屋芥川伝助、年寄尾田右衛門病氣二付代東助、百姓代次郎左衛門、同大野村庄屋嘉蔵、年寄磯右衛門、百姓代栄次郎◎ほか4名	天保2卯年2月	1831	1	一紙	(包紙上書)「御公私三ヶ村水筋出入取扱済口証文写」。(端裏書)「本紙安部理右衛門方二有之写」
269	酉御年貢可納割付之事	渡辺半十郎◎	明和2年酉11月	1765	1	一紙	渡辺半十郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
270	申御年貢可納割付之事(朝倉下村)	柘植又左衛門◎	寛政12申年10月	1800	1	一紙	(端裏書)「寛政十二申年 伊豫国越智郡朝倉下村」。柘植又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
271	子御年貢可納割付之事(朝倉下村)	黒田伝内	天保11子年10月	1840	1	一紙	(端裏書)「天保十一年」。黒田伝内→右村庄屋・年寄・惣百姓
272	卯御年貢可納割付之事(朝倉下村)	大岡久之丞◎	文化4卯年10月	1807	1	一紙	(端裏書)「文化四卯年 伊豫国越智郡朝倉下村」。大岡久之丞◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
273	丑御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野辰之助	寛政5丑年10月	1793	1	一紙	(端裏書)「寛政五年」。野辰之助→右村庄屋・年寄・惣百姓
274	未御年貢可納割付之事(桜井村)	—	(近世)	—	1	一紙	—
275	酉御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野彦右衛門◎	安永6年酉10月	1777	1	一紙	(端裏書)「安永六年 伊豫国越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
276	寅御年貢可納割付之事(朝倉下村)	武嶋左膳◎	天明2年寅10月	1782	1	一紙	(端裏書)「天明二 朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
277	戌御年貢可納割付之事(朝倉下村)	武嶋左膳◎	安永7年戌10月	1778	1	一紙	(端裏書)「安永七戌年 越智郡朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
278	申御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野彦右衛門◎	安永5年申10月	1776	1	一紙	(端裏書)「安永五年 越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
279	未御年貢可納割付之事(朝倉下村)	万年七郎右衛門◎	天明7未年10月	1787	1	一紙	(端裏書)「越智郡 朝倉下村」。万年七郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
280	未御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野彦右衛門◎	安永4年未10月	1775	1	一紙	(端裏書)「安永四 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
281	申御年貢可納割付之事(朝倉下村)	菅谷弥五郎◎	天明8申年10月	1788	1	一紙	(端裏書)「天保八 伊豫国越智郡朝倉下村」。菅谷弥五郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
282	酉御年貢可納割付之事(朝倉下村)	菅谷弥五郎◎	寛政1酉年10月	1789	1	一紙	(端裏書)「寛政元酉年 伊豫国越智郡朝倉下村」。菅谷弥五郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
283	子御年貢可納割付之事(朝倉下村)	武嶋左膳◎	安永9年子10月	1780	1	一紙	(端裏書)「安永九子 越智郡朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
284	亥御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野口辰之助	寛政3亥年10月	1791	1	一紙	(端裏書)「寛政三・四年 越智郡朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
285	年貢可納割付之事	—	(近世)	—	1	一紙	「一、高百貳拾六石七斗三升七合 同断新田」
286	年貢可納割付之事	松下源太夫◎	文政6未年10月	1823	1	一紙	松下源太夫◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
287	申御年貢可納割付之事(朝倉下村)	大原四郎右衛門◎	文化9申年10月	1812	1	一紙	(端裏書)「文化申歲 伊豫国越智郡朝倉下村」。大原四郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
288	寅御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野口辰之助◎	寛政6寅年10月	1794	1	一紙	(端裏書)「寛政六年 伊豫国越智郡朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
289	辰御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野口辰之助◎	寛政8辰年10月	1796	1	一紙	(端裏書)「寛政八年 朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
290	丑御年貢可納割付之事(朝倉下村)	野口辰之助◎	寛政5丑年10月	1793	1	一紙	(端裏書)「寛政五年丑 伊豫国越智郡朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓

291	丑御年貢可納割附之事（朝倉下村）	深見五左衛門◎	文化14丑年10月	1817	1	一紙	（端裏書）「文化十四年 朝倉下村」。深見五左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
292	戌御年貢可納割附之事（朝倉下村）	大原四郎右衛門◎	文化11戌年10月	1814	1	一紙	（端裏書）「文化戌年 越智郡朝倉下村」。大原四郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
293	子御年貢可納割附之事（桜井村）	黒田伝内◎	天保11子年10月	1840	1	一紙	（付紙）「天保十一年歳」。黒田伝内◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
294	巳御年貢可納割附之事（朝倉下村）	野口辰之助◎	寛政9巳年10月	1797	1	一紙	（端裏書）「寛政九年 朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
295	辰御年貢可納割附之事（朝倉下村）	万年七郎右衛門◎	天明4辰年10月	1784	1	一紙	（端裏書）「天明四 越智郡朝倉下村」。万年七郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
296	午御年貢可納割附之事（朝倉下村）	万年七郎右衛門◎	天明6午年10月	1786	1	一紙	（端裏書）「天明六 伊豫国越智郡朝倉下村」。万年七郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
297	卯御年貢可納割附之事（朝倉下村）	武嶋左膳◎	天明3卯年10月	1783	1	一紙	（端裏書）「天明三 朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
298	丑御年貢可納割附之事（朝倉下村）	武嶋左膳◎	天明1丑年10月	1781	1	一紙	（端裏書）「天明元 越智郡朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
299	亥御年貢可納割附之事（朝倉下村）	武嶋左膳◎	安永8亥年10月	1779	1	一紙	（端裏書）「安永八 越智郡朝倉下村」。武嶋左膳◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
300	未御年貢可納割附之事（朝倉下村）	柘植又左衛門◎	寛政11未年7月	1799	1	一紙	（端裏書）「寛政十一年 豫国越智郡朝倉下村」。柘植又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
301	酉御年貢可納割附之事（朝倉下村）	大原四郎右衛門◎	文化10酉年10月	1813	1	一紙	（端裏書）「文化十酉年 伊豫国越智郡朝倉下村」。大原四郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
302	子御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎、平彦兵衛◎	明和6丑5月	1769	1	一紙	（端裏書）「明和五年子 伊豫国越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎、平彦兵衛◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
303	丑御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎、平彦兵衛◎	明和7年寅9月	1770	1	一紙	（端裏書）「明和六年丑 朝倉下村」。野彦右衛門◎、平彦兵衛◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
304	寅御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	明和8年卯4月	1771	1	一紙	（端裏書）「明和七寅年 越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
305	卯御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	明和9年辰4月	1772	1	一紙	（端裏書）「明和八卯年 越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
306	辰御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永2年巳4月	1773	1	一紙	（端裏書）「明和九辰年 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
307	巳御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永3年午4月	1774	1	一紙	（端裏書）「安永二巳年 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
308	午御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永4年未4月	1775	1	一紙	（端裏書）「安永三年午 朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
309	未御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永5年申5月	1776	1	一紙	（端裏書）「安永四年未 越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
310	申御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門◎	安永6酉年4月	1777	1	一紙	（端裏書）「安永五申年 越智郡朝倉下村」。野彦右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
311	午御年貢皆済目録（朝倉下村）	柘植又左衛門◎	寛政11未年3月	1799	1	一紙	（端裏書）「寛政十年午 豫州越智郡朝倉下村」。柘植又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
312	未御年貢皆済目録（朝倉下村）	柘植又左衛門◎	寛政11申年4月	1799	1	一紙	（端裏書）「寛政十一年 豫州越智郡朝倉下村」。柘植又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
313	子御年貢可納割附之事（長澤村之内孫兵衛作）	三河口太忠◎	文化1子年10月	1804	1	一紙	（付紙）「文化元子年」、（端裏書）「孫兵衛作」。三河口太忠◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
314	午御年貢可納割附之事（朝倉下村）	柘植又左衛門◎	寛政10午年10月	1789	1	一紙	（端裏書）「寛政十年 伊豫国越智郡朝倉下村」。柘植又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
315	卯御年貢可納割附之事（朝倉下村）	野口辰之助◎	寛政7卯年10月	1795	1	一紙	（端裏書）「寛政七年 朝倉下村」。野口辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
316	亥御年貢可納割附之事（朝倉下村）	浅山伊兵衛◎	文化12亥年10月	1815	1	一紙	（端裏書）「文化亥年 朝倉下村」。浅山伊兵衛◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
317	戌御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦之助◎	寛政3亥年3月	1791	1	一紙	（端裏書）「寛政戌年 越智郡朝倉下村」。野彦之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
318	酉御年貢皆済目録（朝倉下村）	菅弥五郎◎	寛政2戌年3月	1790	1	一紙	（端裏書）「寛政元酉 朝倉下村」。菅弥五郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
319	申御年貢皆済目録（朝倉下村）	菅弥五郎◎	寛政1酉年3月	1789	1	一紙	（端裏書）「天明八申年 朝倉下村」。菅弥五郎◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
320	未御年貢皆済目録（朝倉下村）	囊笠之助◎、早八郎左衛門◎	天明8申年7月	1788	1	一紙	（端裏書）「天明七未年 伊豫国越智郡朝倉下村」。囊笠之助◎、早八郎左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
321	午御年貢皆済目録（朝倉下村）	万七郎右衛門◎	天明7未年5月	1787	1	一紙	（端裏書）「天明六午年 越智郡朝倉下村」。万七郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
322	巳御年貢皆済目録（朝倉下村）	柘又左衛門◎	寛政10午年4月	1798	1	一紙	（端裏書）「寛政九巳年 越智郡朝倉下村」。柘又左衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
323	辰御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政9巳年3月	1797	1	一紙	（端裏書）「寛政八辰年 朝倉下村」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
324	卯御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政8辰年3月	1796	1	一紙	（端裏書）「寛政七卯年 朝倉下村」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
325	寅御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政7卯年3月	1795	1	一紙	（端裏書）「寛政六寅年 朝倉下村」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
326	卯御物成皆済目録（朝倉下村）	大久之丞◎	文化5辰年4月	1808	1	一紙	（端裏書）「文化四卯年 伊豫国越智郡朝倉下村」。大久之丞◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
327	子御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政5丑年3月	1792	1	一紙	（端裏書）「寛政四子年 越智郡朝倉下村」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
328	亥御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政4子年3月	1791	1	一紙	（端裏書）「寛政三亥年 越智郡朝倉下村」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
329	丑御年貢皆済目録（朝倉下村）	野辰之助◎	寛政6寅年3月	1793	1	一紙	（端裏書）「寛政五丑年」。野辰之助◎→右村庄屋・年寄・惣百姓
330	辰御年貢皆済目録（朝倉下村）	万七郎右衛門◎	天明5巳年3月	1785	1	一紙	（端裏書）「天明四辰年 越智郡朝倉下村」。万七郎右衛門◎→右村庄屋・年寄・惣百姓

331	卯御年貢皆済目録（朝倉下村）	万七郎右衛門@	天明5巳年3月	1785	1	一紙	（端裏書）「天明三卯年 越智郡朝倉下村」。万七郎右衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
332	寅御年貢皆済目録（朝倉下村）	武左膳@	天明3卯年3月	1783	1	一紙	（端裏書）「天明二寅年 朝倉下村」。武左膳@→右村庄屋・年寄・惣百姓
333	丑御年貢皆済目録（朝倉下村）	武左膳@	天明2寅年3月	1782	1	一紙	（端裏書）「天明元丑年 朝倉下村」。武左膳@→右村庄屋・年寄・惣百姓
334	子御年貢皆済目録（朝倉下村）	武左膳@	安永10丑子年3月	1781	1	一紙	（端裏書）「安永九子年 朝倉下村」。武左膳@→右村庄屋・年寄・惣百姓
335	子御年貢皆済目録（朝倉下村）	武左膳@	安永9年子3月	1780	1	一紙	（端裏書）「安永八子年 越智郡朝倉下村」。武左膳@→右村庄屋・年寄・惣百姓
336	戌御年貢皆済目録（朝倉下村）	武左膳@	安永8年亥3月	1779	1	一紙	（端裏書）「寛(ろ)安永七年 朝倉下村」。武左膳@→右村庄屋・年寄・惣百姓
337	酉御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門@	安永7年戌4月	1778	1	一紙	（端裏書）「安永六酉年 朝倉下村」。野彦右衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
338	戌御年貢皆済目録（朝倉下村）	三太忠@	享和3亥年4月	1800	1	一紙	（端裏書）「享和貳戌年 朝倉下村」。三太忠@→右村庄屋・年寄・惣百姓
339	酉御年貢皆済目録（朝倉下村）	柘又左衛門@	享和2戌年4月	1802	1	一紙	（端裏書）「享和元年 越智郡朝倉下村」。柘又左衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
340	申御年貢皆済目録（朝倉下村）	柘又左衛門@	享和1子年4月	1801	1	一紙	（端裏書）「寛政十二年 伊豫国越智郡朝倉下村」。柘又左衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
341	亥御年貢皆済目録（朝倉下村）	三太忠@	文化1子年4月	1804	1	一紙	（端裏書）「享和三亥年 朝倉下村」。三太忠@→右村庄屋・年寄・惣百姓
342	巳御年貢皆済目録（朝倉下村）	万七郎右衛門@	天明6午年12月	1787	1	一紙	（端裏書）「天明巳年 越智郡朝倉下村」。万七郎右衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
343	巳御年貢皆済目録（朝倉下村）	大四郎右衛門@	文化7午年10月	1808	1	一紙	（端裏書）「□化六年 朝倉下村」。大四郎右衛門@→右村庄屋・年寄・惣百姓
344	辰御物成皆済目録（朝倉下村）	大久之丞@	文化6巳年7月	1809	1	一紙	（端裏書）「文化五辰年 伊豫国越智郡朝倉下村」。大久之丞@→右村庄屋・年寄・百姓代
345	子御年貢皆済目録（朝倉下村）	三太忠@	文化2丑年4月	1805	1	一紙	（端裏書）「文化元子年 越智郡朝倉下村」。三太忠@→右村庄屋・年寄・惣百姓
346	戌御年貢皆済目録（朝倉下村）	渡半十郎@	明和4年亥4月	1767	1	一紙	（端裏書）「明和三戌年 越智郡朝倉下村」。渡半十郎@→右村庄屋・年寄・惣百姓
347	亥御年貢皆済目録（朝倉下村）	野彦右衛門@、平彦兵衛@	明和6年丑	1769	1	一紙	（端裏書）「明和四年亥 伊豫国越智郡朝倉下村」。野彦右衛門@、平彦兵衛@→右村庄屋・年寄・惣百姓

池田家文書目録

池田家文書は、旧今治藩士池田家に伝来した古文書・記録類 188 点 (162 件) である。池田家は、江戸時代初期の寛永期から明治期に至るまで、8 代にわたって今治藩主久松松平家に仕え、馬廻や側役書簡兼帯、地方支配に係る郡奉行・代官を歴任した*。当文書群には、宛行状などの近世文書のほか、書簡や地券を中心とした明治期の文書も含まれている。

〔凡例〕

- ・原則として、目録上の表記には常用漢字を用い、異体字・変体仮名・旧字体などは適宜改めた。
- ・資料名については、原題がある場合にはそのまま記し、原題がない場合には目録作成者が仮題を与えた。また原題で不十分な場合、() で補った。
- ・年月日は、作成年代が明記されている場合はこれを記し、内容等から近世・近代等と推定できる場合は「(近世)」 「(近代)」などと記した。
- ・作品解説には、送り主と受け手が分かる場合は「送り主→受け手」と記した。また、端裏書など重要と思われる記載がある場合は、(端裏書)「 」として、その原文を記した。
- ・目録全体において、傍線で記している項目は、史料上に記載がなく不明な箇所、あるいは煩雑になるため記載を省略した箇所である。史料の欠損等により判読が不能な箇所については、[] (複数文字と思われる場合) や□ (一文字を思われる場合) と表記した。
- ・池田家文書の内容や当時の歴史的状況を正確に伝えるという学術上の見地から、基本的には史料上の記述を目録上にもそのまま記した。
- ・池田家文書の整理、本目録の編集・執筆は政次加奈子 (今治城学芸員) が行った。

* (明治 27 年)「池田善八貞包家譜」(今治郷土史編さん委員会編『今治郷土史 今治拾遺 資料編 近世 I』1987 年、今治市役所、735～738 頁所収)。

番号	資料名	作者・著者名	年月日	西暦	数量	形態	作品解説
1	服忌令撰	池田氏、長山庄右衛門撰述	(安永10丑年)	1781	1	豎帳	「服忌令撰自註」「元文元辰年服忌令除キ之ヶ条」ほか。写し。
2	反汗秘録	—	書写年(文化13丙子)	1816	1	豎帳	尊号一件の願末。
3-1	大將以下諸士配置図	—	(近世)	—	1	一紙	—
3-2	大將以下諸士配置図	—	(近世)	—	1	一紙	—
4	桂林院様賄料他金銭書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
5	氏名・石高書付	—	(近世)	—	1	一紙	「伊与宇和シマ 七万石 藤堂佐渡守高虎」ほか。
6	秀次等物語一部のみ	—	(近世)	—	6	豎帳	帳面の一部カ。
7	久松御家系 定房公御勤仕記	葛蒲上勿	書写年(元文3戊午年)	1738	1	豎帳	—
8	誌歌	—	(近世)	—	1	一紙	—
9	松平助十郎 寄進状	松平助十郎	(近世)	—	1	一紙	「御太刀一腰、御馬一疋」
10	諸国出水諸家様御破損所御届書之写	—	書写年文化12年亥歳8月	1815	1	豎帳	「文化十二亥歳八月拝借写之」
11	御手廻人数	—	(近世)	—	1	横半帳	—
12	御軍役従二人至四人大横四仮書之覚	—	(近世)	—	1	横半帳	「御軍役大横之事」「御手廻人数」など。
13	勤方諸事覚	池田氏	文政13年	1830	1	袋綴	喰積の用意などの作法や服装の規定ほか。
14	各村田畑石高書付	—	(近世)	—	1	横帳	大新田村、石井村、別宮村、日吉村、馬越村ほか。
15	帳面綴	—	(近世)	—	1	横帳	「入札帳」「御馬廻手中諸事扣帳」ほか。
16	絵米書付	—	(近世)	—	1	袋綴	—
17	諸大名用人氏名書付	—	(近世)	—	1	袋綴	—
18	旅程書付	—	(近世)	—	1	袋綴	赤羽から大津までの旅程。
19	政務関係留帳	—	(天保期ほか)	—	1	袋綴	江戸勤番の記録。若君様が参詣に出動を命じられた件など。
20	御書簡諸事手扣帳	—	天保10年	1839	1	袋綴	—
21	地方関係書付	—	(近世)	—	1	横半帳	帳面差し出し、百姓追込み、普請など地方に関する書付。
22	御着城当日之覚他	—	(近世)	—	1	袋綴	「井上小平太相勤候節手扣」など。
23	覚	—	(近世)	—	1	袋綴	「年中覚」「北方御代官支配」「御礼席之者」など。
24	御側役御書簡諸事扣、諸事心覚扣	—	(文化2丑)	1805	1	袋綴	「年中献上物覚」、御用人氏名書付など。
25	郷夫下札	御勘定所(印)	嘉永5年子正月2日	1852	1	一紙	御勘定所→池田膳五郎。(包紙上書)「郷夫下札 池田膳五郎」。
26	郷夫下札	御勘定所(印)	天保7年申年正月	1836	1	一紙	御勘定所→池田磨素美。(包紙上書)「郷夫下札 天保十四年卯歳 池田磨素美」。
27	口上覚(祖父改名願いにつき)	池田膳五郎	(近世) 10月26日	—	1	一紙	池田膳五郎→窪田政太郎。
28	口上覚(引越の件)	池田善右衛門	(近世) 3月26日	—	1	一紙	池田善右衛門→佐藤権太夫。御用人を命じられ、家内共に引越す予定であったが、難渋につき自分1人がまず引越しをすることを許してほしい。
29	口上覚(三宅忠次郎妹再縁許可願い)	池田膳五郎	(近世) 2月18日	—	1	一紙	池田膳五郎→多賀但見・末松嘉一郎。
30	口上覚(保養許可願い)	池田善右衛門	(近世) 9月3日	—	1	一紙	池田善右衛門→葉田加右衛門。(包紙上書)「口上書 池田善右衛門」。保養のため近所を歩行したい旨。
31	口上覚(妹離縁・再婚許可願い)	池田勇助	(近世) 11月18日	—	1	一紙	池田勇助→古長居儀右衛門・三宅伝右衛門。(包紙上書)「口上書 池田勇助」。
32	口上覚(出府延期願い)	池田磨素美	(近世) 3月24日	—	1	一紙	池田磨素美→小泉三郎右衛門。御供勤番をともに勤める善右衛門が病気で、出府のための出船をしばらく延期してほしい旨。
33	口上覚(妻子・弟預け先について)	池田磨素美	(近世) 10月23日	—	1	一紙	池田磨素美→井上平馬。勤番留守中に妻子4人を堀江六郎兵衛方へ、弟を三上正右衛門方へ預けることについての許可願い。
34	口上覚(引越費用拝借願い)	池田善右衛門	(近世) 4月12日	—	1	一紙	池田善右衛門→堀江六郎兵衛。御用人定府をつとめるための引越が必要であるが難渋しており、物成米のうちから三拾五俵を取り越し拝借したい旨。
35	口上覚(父病気につき御暇許可願い)	池田善右衛門	(近世) 2月12日	—	1	一紙	池田善右衛門→松本多作。(包紙上書)「口上書 池田善右衛門」。父である黒石半太夫が病気のため5日間の休暇をもらいたい旨。
36	口上覚(養女縁組許可願い)	池田磨素美	(近世) 11月23日	—	1	一紙	池田磨素美→矢部毅太郎・上村彦右衛門。妹を芸州家中の星野良悦の養女へ遣わしたい旨。
37	口上覚(前髪執許可願い)	池田磨素美	(近世) 11月23日	—	1	一紙	池田磨素美→三上甫。(包紙上書)「口上書 池田磨素美」。伴善五郎の前髪執りを行いたい旨。
38	口上覚(祖父病気につき御暇許可願い)	池田善五郎	(近世) 1月17日	—	1	一紙	池田善五郎→上野織治。(包紙上書)「口上書 池田善五郎」。祖父が病気のため、10日間の休暇をもらいたい旨。
39	口上覚(養子縁組許可願い)	池田弥次右衛門	(近世) 9月18日	—	1	一紙	池田弥次右衛門→井上平右衛門・関源八。次男の三四郎を小松家中の黒田享蔵へ養子に遣わしたい旨。
40	口上覚(改名許可願い)	池田善五郎	(近世) 12月28日	—	1	一紙	池田善五郎→竹本弥四郎。(包紙上書)「口上書 池田善五郎」。幼名から祖父の名である善右衛門と改名したい旨。
41	口上覚(老年につき休息許可願い)	小池修治	慶応4年辰6月	1868	1	一紙	小池修治→坂井半右衛門。
42	口上覚(引越しにつき)	池田善右衛門	(近世) 4月3日	—	1	一紙	池田善右衛門→堀江六郎兵衛。難渋につき単身で引越したい旨。
43	口上覚(看病のため休暇願い)	池田磨素美	(近世) 9月8日	—	1	一紙	池田磨素美→佐藤牧太。池田善右衛門が病気に、看病したい旨。

44	口上覚（縁談取組の許可願）	池田弥次右衛門	(近世) 3月9日	—	1	一紙	池田弥次右衛門→口(関ヶ)三郎左衛門・松原四郎左衛門。井上金口衛門へ縁談取組をしたい旨。
45	口上覚（頭痛につき月代許可願）	池田善右衛門	(近世) 閏6月17日	—	1	一紙	池田善右衛門→戸祭市右衛門。
46	退役願	—	(近世) 9月20日	—	1	一紙	病身につき役儀を退きたい旨。
47	老母方へ滞在願	池田弥次右衛門	文化4年4月14日	1807	1	一紙	池田弥次右衛門→松田源治。
48	口上覚（引越費用拝借願）	池田善右衛門	(近世) 4月12日	—	1	一紙	池田善右衛門→堀江六郎兵衛。御用人役をつとめるための引越しにつき、渡米のうちから三拾五俵を越して拝借したい旨。
49	口上覚（紋着用許可願）	池田膳五郎	(近世) 2月23日	—	1	一紙	池田膳五郎→窪田郡太夫。亡父磨素美が拝領した紋付を着用したい旨。
50	病気につき保養許可願	池田善 []	(近世) 4月27日	—	1	一紙	池田善 [] →堀江六郎兵衛。
51	口上覚（頭痛につき月代・歩行許可願）	—	(近世)	—	1	一紙	熱気頭痛のため月代にして近所を歩行したい旨。
52-1	口上覚（役所物置取繕のため銀拝借願）	池田磨素美	(近世) 2月23日	—	1	一紙	池田磨素美→成瀬又兵衛。(包紙上書)「口上書 池田磨素美」。北方代官に任じられたが、居宅が手狭のため役所物置取り繕い費用として銀四百目を借りたい旨。
52-2	口上覚（縁談取組許可願）	池田磨素美	(近世) 4月10日	—	1	一紙	池田磨素美→末松博左衛門・三上甫。
53	口上覚（仲善五郎の御目見許可願）	池田弥次右衛門	寛政2戊11月23日	1790	1	一紙	池田弥次右衛門→鈴木左衛門。(包紙上書)「口上書 池田弥次右衛門」。
54	付紙	—	(近世)	—	1	一紙	「願之通被為勝手次第候」
55	善五郎御目見につき書付	—	(近世)	—	1	一紙	嫡子善五郎が御目見をうける旨。
56	池田弥次郎右衛門宛書状	—	(近世) 閏4月11日	—	1	一紙	(端裏書)「池田弥次右衛門御勘定杯」。見分について矢野強八様が見分場へ相談するよう支持した旨。
57	池田善右衛門宛服部外記等連名書状	服部外記・鈴木左脇・戸塚求馬・久松彦兵衛	(近世)	—	1	一紙	服部外記他3名→池田善右衛門。(端裏書)「池田善右衛門殿 服部外記 鈴木左脇 戸塚求馬 久松彦兵衛」。
58	池田善右衛門宛服部伊織等連名書状	服部伊織・伊々木杢・岡部太右衛門	(近世) 11月1日	—	1	一紙	服部伊織他2名→池田善右衛門。(端裏書)「池田善右衛門殿 服部伊織 伊々木杢 岡部太右衛門」。御用があるため登城するように。
59	登城につき書状	—	(寛政2年) 12月14日	1791	1	一紙	麻上下着用で十五日五半時に登城すること。善五郎より扇子3本を差し上げること。
60	組仰せ付けにつき書状	—	(近世) 6月11日	—	1	一紙	「組被 仰付候、以上」
61	池田善右衛門宛服部外記等連名書状	服部外記・鈴木左脇・戸塚求馬・久松彦兵衛	(近世) 6月10日	—	1	一紙	服部外記他3名→池田善右衛門。(端裏書)「池田善右衛門殿 服部外記 鈴木左脇 戸塚求馬 久松彦兵衛」。御用があるため明十一日五半時に登城するように。
62	隠居許可につき申渡書	藩庁	(近世) 辛未2月	—	1	一紙	藩庁→池田口(善ヶ)八郎。池田口(善ヶ)八郎の隠居を許可する旨。
63	服忌関係留帳	松原友成	(書写年/近世) 辰3月ほか	—	1	横半帳	「文政三年 服忌令聞書 辰三月写之 松原友成」「服忌令」「服忌令後集」
64	諸事心覚扣	貞常	弘化4年未5月吉日	1847	1	袋綴	登城に際した記録など。
65	諸事心覚	—	文政7年甲1月	1824	1	横半帳	登城などに関する記録。
66	勤め方等書付	—	文政13年	1830	8	袋綴	役の勤め方など。
67	光林寺参詣につき書付	—	(近世)	—	5	一紙	光林寺参詣一行の食事の用意などに関する通達。
68	日記	—	(近世)	—	6	縦帳	—
69	書付	—	(近世)	—	1	一紙	若殿様が供を連れて屋敷へ出向いた件など。
70	勤仕記録	—	天保2年7月他	1831	3	袋綴	御用のため御家老中席へ出向いた件など。
71	書付	—	(近世)	—	1	一紙	「十月廿九日方収納見分」など。
72	覚(金銭等書付)	弥惣兵衛	(近世) 巳11月	—	1	一紙	弥惣兵衛→井上様御用。
73	竹内傾蔵・池田磨素美宛宝澄書状	宝澄(花押)	(近世) 3月吉日	—	1	一紙	例年の通り役僧をつかわす旨。
74	名前書付	—	(近世)	—	1	一紙	広吉・玄龜ほか9名。
75	目録	—	(近世)	—	2	一紙	「御道明 見習 書面 習礼 御出勤 上使」など。
76	武術関係文書	(宝澄)	(明暦2丙申閏4下旬)	1656	1	一紙	「位詰」「外物之謀畧巻」
77	武術関係文書	富英(花押・印)	明暦2丙申閏4下旬	1656	1	一紙	富英(花押・印)→三宅七左衛門。
78	松平定基知行宛行状	定基(花押)	宝暦6年4月2日	1756	1	一紙	定基→(三宅弥次右衛門)。「高五拾石宛行」。(包紙上書)「三宅弥次右衛門」。
79	松平定奉(定休)知行宛行状	定奉(花押)	天明1年5月8日	1781	1	一紙	定奉(花押)→池田久市郎。(包紙上書)「池田久市郎殿」。父善右衛門の家督高五拾石を宛行う旨。
80	松平定剛知行宛行状	定剛(花押)	文化9年9月4日	1812	1	一紙	定剛(花押)→池田勇助。父弥次右衛門の家督高五拾石を宛行う旨。(包紙上書)「池田勇助殿」。
81	松平定剛知行宛行状	定剛(花押)	文化11年11月15日	1814	1	一紙	定剛(花押)→池田善右衛門。加恩のため、五拾石を加えて都合高百石を宛行う旨。(包紙上書)「池田善右衛門殿」。
82	松平定芝知行宛行状	定芝(花押)	天保7年9月9日	1836	1	一紙	定芝(花押)→池田磨素美。父善右衛門の家督百石を宛行う旨。(包紙上書)「池田磨素美殿」。
83	松平定保知行宛行状	定保(花押)	嘉永5年8月23日	1852	1	一紙	定保(花押)→池田膳五郎。父磨素美の遺跡として高百石を宛行う旨。(包紙上書)「池田膳五郎殿」。
84	引越しにつき書状	—	(近世)	—	1	一紙	—
85	包紙のみ	—	(近世) 8月23日	—	1	一紙	(包紙上書)「池田善八郎様・石井豊様 伝馬親展」。(包紙裏書)「八月廿三日 大坂方 多功武穀口 平伝馬」。
86	氏名書付	—	(近世)	—	1	一紙	長田文左衛門ほかの氏名。
87	書状断片	—	(近世)	—	1	一紙	—
88	善右衛門宛半太夫書状	半太夫	(近世) 2月21日	—	1	一紙	半太夫→善右衛門。秘薬八味順気散の材料について。
89	書状断片	—	(近世) 12月7日	—	1	一紙	出銀について。
90	引越し費用工面につき書状	—	(近世)	—	1	一紙	引越し費用の工面に難渋している旨。

91	富嶋欽吾宛池田善右衛門書状	池田善右衛門	(近世) 2月10日	—	2	一紙	池田善右衛門→富嶋欽吾。小松家中の親類が病気のため、5日間の暇をもらいたい旨。
92	借用覚帳	—	安政7申年1月吉日(内容は嘉永丙年～明治2年)	1860	1	横半帳	来嶋屋 亀蔵、富田善右衛門などからの金銭借用。
93	撃剣免許状	平周雄(花押・印)	享保19年甲寅年11月	1734	1	一紙	平周進(花押・印)→池田善右衛門
94	「真包」印	—	(近世)	—	1	判子	—
95	池田家事類書付	池田善右衛門	寛永4年未10月	1627	1	一紙	延宝5年～延享2年に関する記述。
96	池田家親類書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
97	親類	早川惣左衛門	(近世) 6月11日	—	1	一紙	親類書付。
98	池田家親類書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
99	代々明細帳	(池田善八)	(近世)	—	1	横半帳	—
100	代々覚扣	(池田善八)	(近世)	—	1	縦帳	—
101	池田家親類書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
102	池田家親類書付	—	(近世)	—	1	一紙	—
103	池田家家譜	—	(近世)	—	1	一紙	宝暦・明和頃の記述ほか。
104	池田家家譜	—	(近世)	—	2	横半帳断片	寛政期の記述ほか。
105	池田善八宛木村茂栄書簡	木村茂栄	(明治15年) 9月1日	1882	1	一紙	(封筒上書)「県下越智郡蔵敷村 池田善八郎様 石井覚様 米商会所報告書在中」。(封筒裏書)「明治十五年九月四日十三ノ誤 到来 県下松山 木屋町 九月一日 木村茂栄」。金返済について、会社についてなど。
106	封筒のみ	木村庸	(近代) 10月24日	—	1	封筒	(封筒上書)「越智郡今治 石井覚様 池田善八郎様 大至急」。(封筒裏書)「三度目 温泉郡松山 木村庸 十月廿四日十一時書渡」
107	石井覚・池田善八郎宛木村茂栄書簡	木村茂栄	(明治) 10月29日	—	1	一紙	(封筒上書)「県下越智郡蔵敷村石井覚様・池田善八郎様 大至急 要用」、(封筒裏書)「明治 年 月 松山木屋町 口月廿九日 木村茂栄」、米商社株券の売却について
108	木村善八郎宛木村平口書簡	木村平口	(近代)	—	1	一紙	(包紙上書)「池田善八郎様 御直様」。(包紙裏書)「木村平口」。取調べのため、米商社や古切手に関する書付・書類を借りたい旨。
109	池田善八郎宛(池田)長一郎書簡	(池田)長一郎	(近代) 12月17日	—	1	一紙	(封筒上書)「越智郡蔵敷村口城中ニ於テ 松山教習処ヨリ 池田善八郎様 池田長一郎 親展ヲエフ 平信」。(封筒裏書)「十二月十七日」
110	池田善八郎宛(池田)長一郎 封筒のみ	(池田)長一郎	(近代) (12月12日)	—	1	封筒	(封筒上書)「[] 県越智郡蔵敷村口郭内ニ於テ 同県松山教習処ヨリ 池田善八郎様 池田長一郎 御親展ヲエフ 平信」。(封筒裏書)「十四日相口ス 十二月十二日発ス」。
111	池田善八郎宛池田長一郎書簡	池田長一郎	(近代) 10月19日	—	1	一紙	(封筒上書)「越智郡今治旧城中蔵敷村ニ而松山県口寮所ヨリ 池田善八郎様 池田長一郎 大至急」。(封筒裏書)「十月十九日発ス」。木村からの電報返信の写しと、それへの対応について。
112	曾父(池田善八郎)宛池田長一郎書簡	池田長一郎	(近代) 11月24日	—	1	一紙	(封筒上書)「[] 旧郡内ニテ 教習処ヨリ 池田善八郎様 池田長一郎 包親展」。(封筒裏書)「十一月廿四日 発ス」。旅費巻円のこと、「木村一件」のことなど。
113	池田善八郎・石井覚宛木村茂栄書簡	木村茂栄	(近代) 9月22日	—	1	一紙	(封筒上書)「[] 郡蔵敷村 [] 善八郎様 至急 要用 貴酬」。(封筒裏書)「愛媛県松山木屋町 九月廿三日 は」。米商株券の仮券状が廃止されたこと、委任状と依頼状を持参すれば株券の売掛の依頼を受けることなど。
114	石井覚・池田善八郎宛兵一郎書簡	兵一郎	(近代) 12月16日	—	1	一紙	(封筒上書)「越智郡蔵敷村ニ於テ 松山教習処ヨリ 池田善八郎様 池田長一郎 親展ヲエフ 平信」。(封筒裏書)「十二月十二日夕 文庫屋安兵衛辰託ス」。金百六拾円を受け取ったこと、文庫屋安兵衛が戻ること、返事を差出してほしいことなど。
115	石井覚・池田善八郎宛木村茂栄書簡	木村茂栄	(近代) 11月21日	—	1	一紙	(封筒上書)「県下今治蔵敷村 池田善八郎様 [] 要用」。(封筒裏書)「松山木屋町 木村茂栄 閏夏月」。池田由一郎に話した旨。米商株券について。
116	池田・石井宛多功武毅吉書簡	多功武毅吉	(近代) 8月22日	—	1	一紙	株券を取り戻すことについて。
117	石井覚・竹本平学宛木村庸書簡	木村庸	(近代) 10月8日	—	1	一紙	(端裏書)「木村氏が懸合初度」。多功武毅が木村庸へ金策の周旋依頼に来たこと。
118	池田善八郎・石井覚宛書簡	—	(近代) 10月29日	—	1	一紙	木村氏から何の相談もなく心配していること。多功氏から木村氏へのかけ合いなどについて、至急伺いたいことなど。
119	石井覚・池田善八郎宛竹本平学書簡	竹本平学	(近代) 10月11日	—	1	一紙	米商への出金について。(端裏書)「石井覚様 池田善八郎様 竹本平学」
120	石井覚・池田善八郎宛池田善一郎書簡	池田善一郎	(近代) 15年12月12日	—	1	一紙	一株につき「百拾四ノ価」で、多功氏へ貸した残りの160円を受け取る旨。
121	池田善八郎・石井覚宛木村庸書簡	木村庸	(近代) 2月14日	—	1	一紙	米商株券について、委任状と金160円の借用証書が送られたことなど。
122	石井覚・竹本平学・池田善八郎宛多功武毅書簡	多功武毅	(近代) 2月24日	—	1	一紙	病勢について。詳細は後便に譲ることなど。
123	池田窪三郎・木郷五郎宛書簡	—	(近代) 10月22日	—	1	一紙	木村よりの依頼書について(石井・木原両氏が承知の上、引き取ったことなど)
124	石井覚・竹本平学・池田善八郎宛木村庸書簡	木村庸	(近代) 10月11日	—	1	一紙	(端裏書)「木村氏が掛合出度目」。株券のことについて、多功へ直接かけ合ってほしいことなど。

125	記（蒸気船代・人力車代等書付）	—	（近代）	—	1	一紙	「ㄨ弯円九拾銭」
126	記（米商株売却代金書付）	木村庸	明治5年12月	1882	1	一紙	「多功武殿不在ニ付、総理 代人木原優平」→木村庸
127	麦・米等代金書付	—	（近代）	—	1	一紙	—
128	地券	愛媛県（印）	明治18年7月31日	1885	1	一紙	「一、郡村宅地貳畝七歩」愛媛県→池田長一郎
129	地券	愛媛県（印）	明治18年7月31日	1885	1	一紙	「一、畑四畝拾三歩」愛媛県→池田長一郎
130	地券	愛媛県（印）	明治18年7月31日	1885	1	一紙	「一、畑六畝拾八歩」愛媛県→池田長一郎
131	地券	愛媛県（印）	明治18年7月31日	1885	1	一紙	「一、郡村宅地壹畝廿七歩」愛媛県→池田長一郎
132	地券	愛媛県（印）	明治18年7月31日	1885	1	一紙	「一、田壹段九畝拾四歩」愛媛県→池田長一郎
133	地券	愛媛県（印）	明治18年3月17日	1885	1	一紙	「一、畑三畝廿八歩」愛媛県→池田長一郎
134	地券	愛媛県（印）	明治18年3月17日	1885	1	一紙	「一、畑廿八歩」愛媛県→池田長一郎
135	明治九年改正 地券	愛媛県（印）	明治13年7月30日	1880	1	一紙	「一、畑廿九歩」愛媛県→池田長一郎
136	明治九年改正 地券	愛媛県（印）	明治13年7月30日	1880	1	一紙	「一、田壹段九畝拾四歩」愛媛県→池田長一郎。裏面墨書「明治廿八年四月廿九日 一、壹反九畝拾四歩 掛代金」ほか
137	明治九年改正 地券	愛媛県（印）	明治13年7月30日	1880	1	一紙	「一、畑壹畝拾三歩」愛媛県→池田長一郎
138	明治九年改正 地券	愛媛県（印）	明治13年7月30日	1880	1	一紙	「一、畑貳畝拾歩」愛媛県→池田長一郎
139	明治九年改正 地券	愛媛県（印）	明治13年7月30日	1880	1	一紙	「一、畑壹畝貳歩」愛媛県→池田長一郎
140	持資流人数押之法上	不詳	（近世）	—	1	横半帳	兵学書。
141	持資流斥候之法上	不詳	（近世）	—	1	横半帳	兵学書。
142	大将之法 全一	不詳	（近世）	—	1	横半帳	兵学書。
143	人数押之法 下	不詳	（書写年）嘉永3戊辰仲春下旬	1850	1	横半帳	兵学書。「松原友徳所持之」
144	人主之法	江嶋長左衛門為信（改正）	天和壬戌12月	1682	1	縦帳	兵学書。
145	持資流陣取之法下	不詳	（近世）	—	1	縦帳	兵学書。「右陣取之法者從持資・祐保、代々以口伝所継来也仍執筆如件」
146	持資流大将之法	不詳	（近世）	—	1	縦帳	兵学書。
147	持資流筆城之法上	不詳	（近世）	—	1	縦帳	兵学書。
148	和軍秘密書・持資流兵法書見出	貞包（書写し）	（書写年）万延1年申5月吉日	1860	1	縦帳	兵学書。
149	持資流兵法目録	岡本太郎左衛門 親友（花押・印）	万延1年庚申5月吉日	1860	1	巻物	岡本太郎左衛門→池田膳五郎。「貞包」印。
150	銃砲関係覚	池田氏	慶応2寅年春3月吉日	1866	1	袋綴	—
151	合法 砲術無尺之伝	不詳	慶応4戊辰年	1868	1	横半帳	—
152	西山遺事	不詳	—	—	1	縦帳	「西山遺事巻之三」「西山遺事之八」「西山遺事 附録三」
153	漢字手習い	不詳	明治20年4月17日	1887	1	一紙	—
154	書状手本	不詳	—	—	1	一紙	挿絵として宿場の様子が描かれる。
155	薬効書付	不詳	—	—	1	一紙	—
156	漢方薬材料書付	不詳	—	—	1	一紙	—
157	漢方薬調合等書付	不詳	—	—	1	一紙	—
158	漢方薬材料書付	不詳	—	—	1	一紙	—
159	子之蕃御物成米之事	森川与右衛門（印）他3名	貞享1年子10月1日	1684	1	一紙	□新左衛門（印）・森川与右衛門（印）・佐々木李（印）・久松八左衛門（印）→御代官衆中
160	松平定郷知行宛行状	定郷（花押）	延享1年9月27日	1744	1	一紙	定郷（花押）→池田善右衛門。父弥次右衛門の家督高五拾石を宛行う旨。（包紙上書）「池田善右衛門との」